



横手市

「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」




合併期日	平成17年10月1日	合併の方式	新設
合併関係市町村	横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村		

所在地	横手市前郷字下三枚橋269番地
電話	0182-35-2111
FAX	0182-33-6061
ホームページ	http://www.city.yokote.lg.jp/
Eメール	kikaku@city.yokote.lg.jp

面積	693.59	km ²	(H12国土地理院調査)
内訳	110.57	km ²	横手市
	74.21	km ²	増田町
	63.32	km ²	平鹿町
	73.60	km ²	雄物川町
	102.23	km ²	大森町
	37.80	km ²	十文字町
	205.68	km ²	山内村
	26.18	km ²	大雄村

人口	109,004	人	(H12国勢調査)
内訳	40,521	人	横手市
	9,099	人	増田町
	14,941	人	平鹿町
	11,300	人	雄物川町
	8,103	人	大森町
	14,517	人	十文字町
	4,659	人	山内村
	5,864	人	大雄村

世帯数	31,572	世帯	(H12国勢調査)
内訳	13,257	世帯	横手市
	2,589	世帯	増田町
	3,845	世帯	平鹿町
	2,948	世帯	雄物川町
	2,043	世帯	大森町
	4,253	世帯	十文字町
	1,230	世帯	山内村
	1,407	世帯	大雄村

位置・地勢	<p>秋田県の県南地域に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約45km、南北に約35kmの広がりをみせている。総面積は693.60km²(H18.9.1現在)で秋田県の約6.0%を占め、耕地が182km²、森林が374km²、原野26km²、宅地23km²となっており、耕地(田畑)と宅地による平坦地が多くなっている。奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し、豊かな水と肥沃な土壌により、国内有数の穀倉地帯を形成するとともに、美しい田園風景を醸し出している。</p> <p>気候は、盆地特有の一日の気温較差が大きく風はあまり強くないという特徴があり、また、典型的な積雪寒冷地となっている。多量の雪は、人が生活するにはわずらわしく感じるものだが、反面、横手市の環境にうるおいをもたらす貴重な水資源、雪文化を育む源となっている。</p> <p>平安時代には、奥州藤原氏の平泉文化へと連なる、後三年の合戦(役)(1083~87年)がこの地域を舞台に繰り広げられ、その史跡や伝説が多く遺されている。</p> <p>平成17年10月1日に、8市町村が郡市一体で合併し、人口では10万人を超え秋田県で第2の都市となっている。</p>	
-------	---	--



かまくら

産業・観光	<p>横手盆地の広大な大地と豊かな緑や清流に恵まれた自然環境を有し、JR奥羽本線と北上線、東北自動車道秋田道と国道13号線、107号線が交差する秋田県南地域の交通の要衝で中核都市である。特に近年は横手IC周辺への大型店の進出において目覚ましいものがある。市の主要な産業である農業においては、本場「あきたこまち」、りんご、しいたけ、アスパラガス等多様な農産物を生産しており、特にりんごは県内生産の5割を占めている。また、県内において輸送機器関連産業が最も集約している地域でもあるほか、生活文化の面においても冬の伝統行事「かまくら」に代表されるように地域固有の伝統文化や歴史を持ち、「秋田ふるさと村」等観光施設も含め、独自の風土に恵まれた豊富な観光資源も有する地域である。</p> <p>【主な祭り】かまくら、沼入梵天、鹿嶋送り、送り盆まつり、増田の花火、仁井田番楽、菊まつり、波宇志別神社霜月神楽、旭岡山神社梵天</p> <p>【主な食】米、りんご、すいか、ぶどう、さくらんぼ、アスパラガス、しいたけ、いものこ、十文字のラーメン、横手やきそば、そば、漬け物、いぶりがっこ、地酒</p>
-------	---



横手城

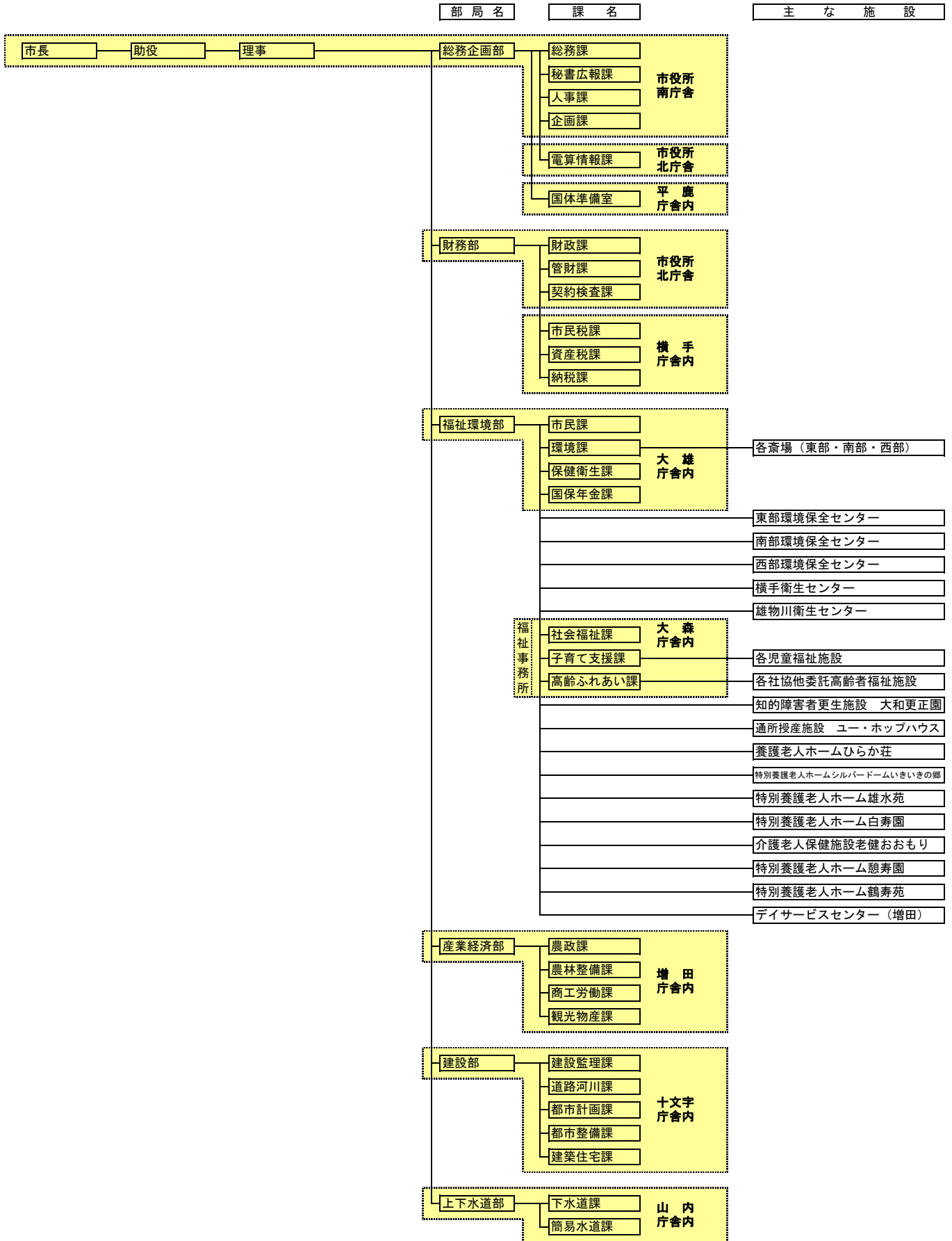


りんご

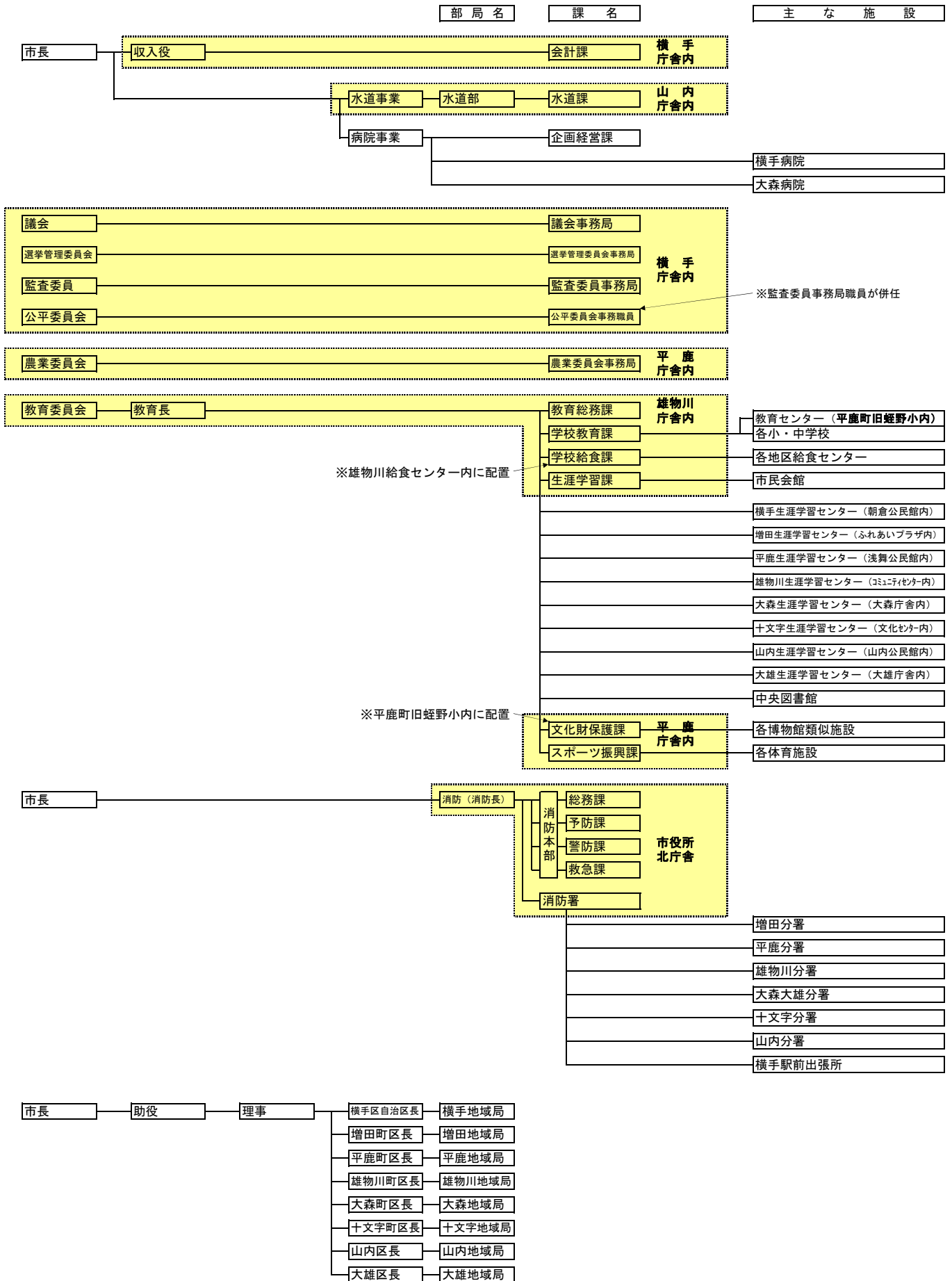
組織 (合併後初代)	市長	助役	収入役	議長	副議長
	五十嵐 忠悦	石川 耿一	—	田中 敏雄	佐々木 喜一
	H17.10.23～	H17.12.6～	—	H17.11.14～	H17.11.14～ H19.11.4

行政施策	<p>・横手市のまちづくりにおける目指す将来像</p> <p style="text-align: center;">「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」</p> <p>・将来像を実現するためのまちづくり基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人にやさしく住みよいまちづくり《生活環境》 (2) 安心して住みよいまちづくり《安全生活》 (3) やさしさあふれ元気なまちづくり《健康福祉》 (4) 豊かな自然と調和した活力あふれるまちづくり《産業振興》 (5) みんなで学ぶうおいのあるまちづくり《教育文化》 (6) あなたの知恵・みんなが主役のまちづくり《住民参画交流》
------	---

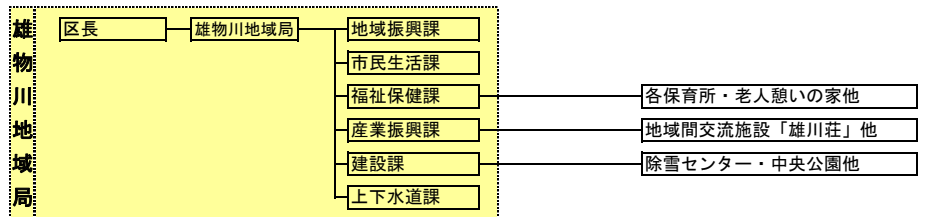
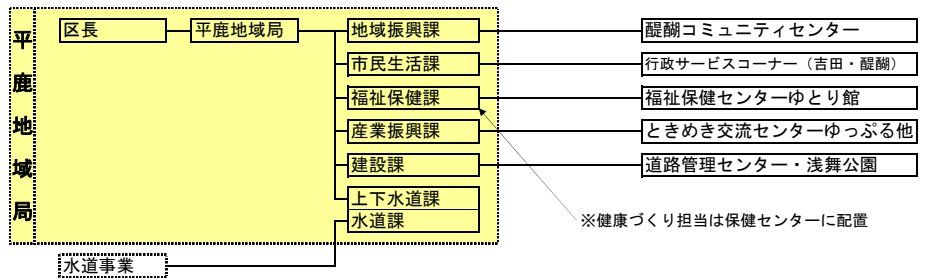
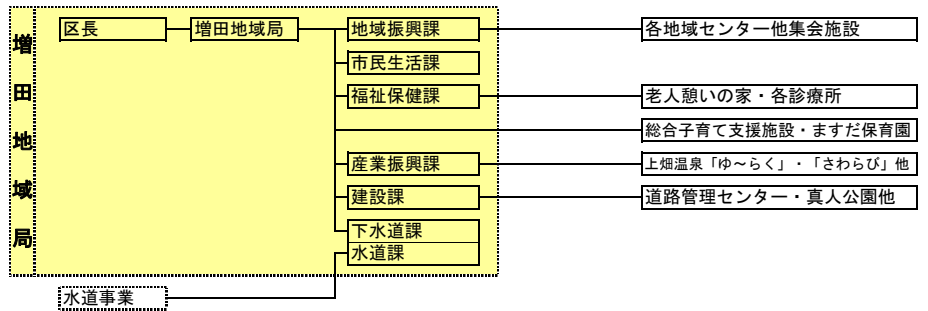
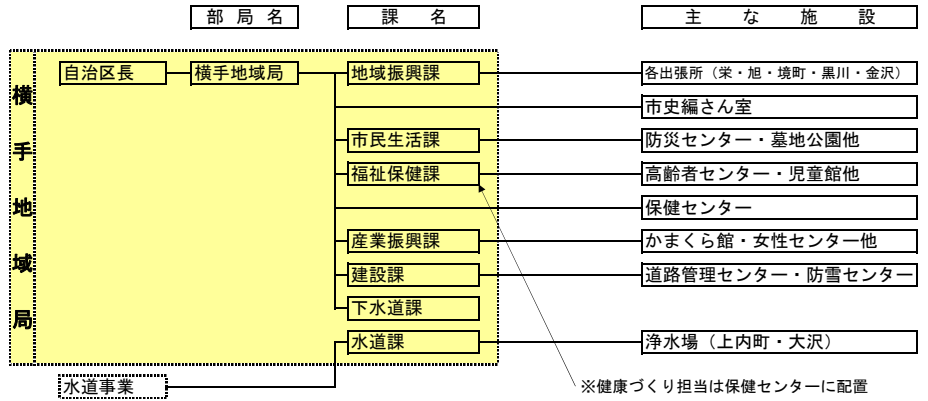
横手市 組織・機構図



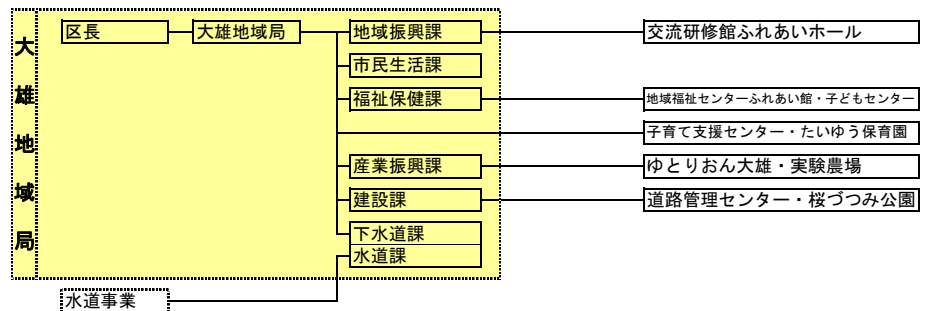
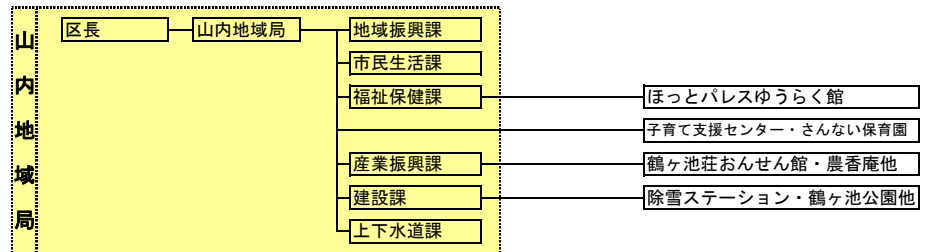
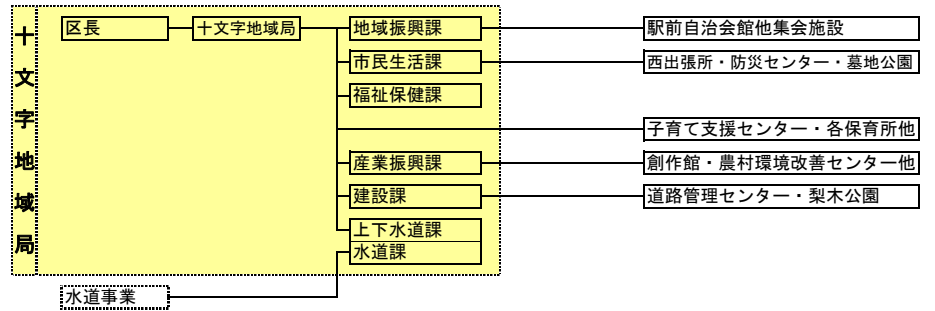
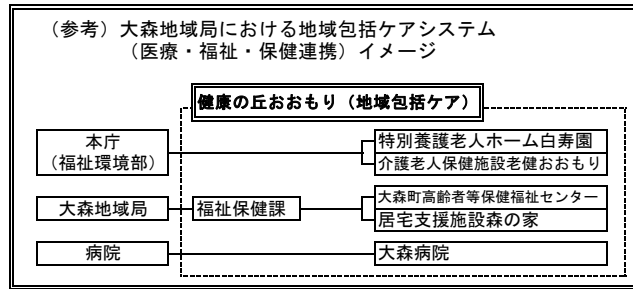
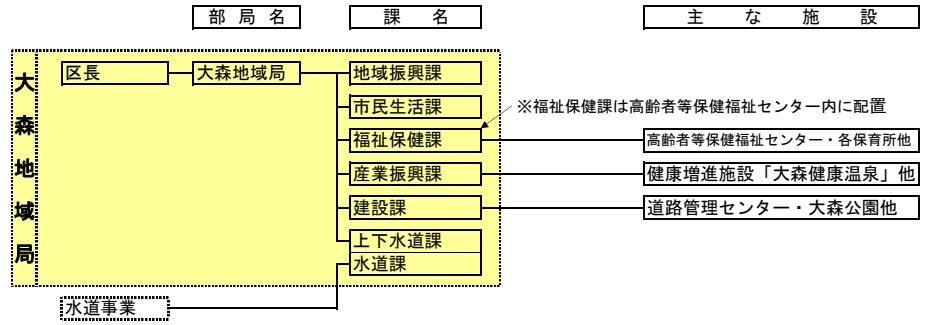
横手市 組織・機構図



横手市 組織・機構図



横手市 組織・機構図



1 合併関係市町村の沿革

横手市:昭和 26(1951)年 4 月 1 日、昭和 8(1933)年 4 月 15 日に朝倉村を編入した横手町に栄村と旭村を編入して誕生した。その後、昭和 30(1955)年 4 月 1 日に境町村と黒川村を、昭和 31(1956)年 9 月 30 日に金沢町を、昭和 33(1958)年 4 月 22 日に一部を仙南村へ編入し、昭和 34(1959)年 11 月 1 日に山内村の一部を編入した。

増田町:明治 28(1895)年に町制を施行し、昭和 30(1955)年 4 月 1 日に西成瀬村と合併し誕生した。その後、昭和 32(1957)年 4 月 1 日に駒形村の一部を編入した。

平鹿町:昭和 31(1956)年 9 月 20 日、昭和 29(1954)年 4 月 15 日に三重村の一部を編入した浅舞町と吉田村が合併して誕生した。その後、同年 10 月 20 日に十文字町の一部を、昭和 32(1957)年 4 月 1 日に醍醐村を、同年 6 月 20 日に雄物川町の一部を編入し、昭和 34(1959)年 4 月 10 日に一部を大雄村へ編入した。

雄物川町:昭和 30(1955)年 4 月 1 日、沼館町、里見村、福地村及び明治村の一部が合併して誕生した。その後、同年 10 月 10 日に館合村の一部を、昭和 32(1957)年 4 月 1 日に十文字町の一部を編入し、同年 6 月 20 日に一部を平鹿町へ編入した。

大森町:明治 34(1901)年に町制を施行し、昭和 30(1955)年 4 月 1 日に八沢木村と合併し誕生した。その後、昭和 31(1956)年 1 月 25 日に川西村を、昭和 33(1958)年 4 月 1 日に大内町の一部を編入した。

十文字町:大正 11(1922)年に町制を施行し、昭和 29(1954)年 10 月 1 日に三重村と、昭和 30(1955)年 4 月 1 日に植田村、睦合村と合併し誕生した。その後、昭和 31(1956)年 10 月 1 日に一部を羽後町へ、同年 10 月 20 日に一部を平鹿町へ、昭和 32(1957)年 4 月 1 日に一部を雄物川町へ編入した。

山内村:明治 22(1889)年 4 月 18 日、町村制施行に伴い 9 カ村が合併して誕生した。その後、昭和 34(1959)年 11 月 1 日に一部を横手市へ編入した。

大雄村:昭和 30(1955)年 4 月 1 日、田根森村と阿気村が合併して誕生した。その後、同年 10 月 10 日に館合村の一部を、昭和 32(1957)年 11 月 1 日に大曲市の一部を、昭和 34(1959)年 4 月 10 日に平鹿町の一部を編入した。

平成 17(2005)年 10 月 1 日、上記 1 市 5 町 2 村が新設合併し、「横手市」が誕生した。

2 合併関係市町村間のつながり

横手盆地の広大な大地と豊かな緑や清流に恵まれた自然環境を有し、J R奥羽本線と北上線、東北自動車道秋田道と国道 13 号線、107 号線が交差する秋田県南地域の交通の要衝であり、生活文化の面においても冬の伝統行事「かまくら」に代表されるように地域固有の伝統文化や歴史を持ち、独自の風土に恵まれた豊富な観光資源も有する地域である。

現在の 8 市町村は、昭和の大合併といわれる昭和 20 年代後半から 30 年代前半に形成された。その当時に比べ、経済活動の進展に伴い交通・情報通信手段などは著しく発達し、通勤や通学、買い物、医療などの住民の日常生活や経済活動は 8 市町村の境界を越え、一体的な生活圏を形成している。

こうした広域化に対応するため、8 市町村は昭和 45 年 8 月、平鹿地域振興局などの県の行政機関の同一管轄区域となる横手平鹿広域市町村圏組合を設置した。以降、広域的な連携・協力の下、「横手平鹿ふるさと市町村圏計画」や「衛生環境の整備」「消防業務」「電算事務」などのさまざまな分野において積極的に事業を展開してきており、行政面でのつながりが強い地域である。

3 合併に向けた動き

秋田県は平成 12 年 6 月、県内各地域の合併パターンなどを示す市町村合併支援要綱を発表した。また、県知事は平成 13 年から 14 年までにかけて「市町村合併トーク」を県内全市町村で開催し、首長や市町村議会議員へ市町村合併に対する理解を求めた。

これらを受けて 8 市町村は平成 14 年 7 月 11 日、担当職員による「市町村合併に関する研究会」を発足させ、同年 11 月 20 日までに 8 回の会議を開催し、合併に関する調査研究を行った。

横手市は、平成 14 年 11 月 7 日から 12 日までに平鹿郡の 7 町村へ「横手平鹿市町村合併任意協議会」設立の呼び掛けを行った。これを受け、平鹿町、大森町、大雄村が平成 15 年 2 月 28 日に、山内村が 3 月 13 日に、雄物川町が同 17 日に参加を表明した。そして、6 市町村長と議会議長をメンバーとする「横手平鹿合併協議会（任意）設立準備会」を同 19 日に発足させ、その準備にあたった。

平成 15 年 3 月 31 日には第 1 回横手平鹿合併協議会（任意）を開催し、同日付けで秋田県の合併重点支援地域の指定を受け、以降 6 市町村による協議を重ねた。同年 8 月 11 日、山内村が横手平鹿合併協議会からの離脱を表明したため、5 市町村の枠組みで協議を進めることを確認した。そして、同年 9 月 25 日には横手平鹿合併協議会（法定）を設置し、57 の合併協定項目（新市建設計画策定を含む）等について協議を開始した。このような中、山内村において 6 市町村による法定合併協議会設置を求める住民請求が成立し、山内村は 12 月 24 日に議会を開き、住民発議に伴う 6 市町村による合併協議会設置を全会一致で可決した。また、同 26 日には横手市、雄物川町、大森町、大雄村で、平成 16 年 1 月 9 日には平鹿町で議会が開かれ、6 市町村による合併協議会設置を可決した。

これに伴い6市町村は平成16年1月13日、新たに横手平鹿合併協議会（法定）を設置した。同22日には第1回横手平鹿合併協議会を開催し、57の合併協定項目（新市建設計画策定を含む）等について協議を開始した。協議の途中、2町での合併を目指していた十文字町が同年5月11日に、増田町が同年6月8日に横手平鹿合併協議会に加入した。以降、8市町村による協議が重ねられ、同年10月26日までに18回の協議会を開き、すべての合併協定項目の確認に至った。

平成16年11月4日には、8市町村長が合併協定書に調印した。8市町村は同8日から10日までに議会を開いて廃置分合関連議案を審議した結果、廃置分合議案が2町で否決、1町で継続審議となった。この後、増田町が横手平鹿合併協議会から離脱し、平成17年1月11日に7市町村による横手平鹿合併協議会をスタートさせ、同年2月24日第24回合併協議会で合併期日及び枠組みの変更に関連して調整する合併協定項目、新市建設計画をすべて確認した。

7市町村による協議を重ねていた中、増田町では町と議会が離脱した経緯などについて住民説明会を開催したが、再度住民の意向を確認する必要があるとして、「町民意向調査」を実施し、「横手市平鹿郡の全市町村と合併する。」を約77%の住民が選択した。この結果を受けて、平成17年1月31日に増田町から再び横手平鹿合併協議会への加入申入れがあり、関係市町村長が同年2月10日に協議した結果、7市町村による合併協定項目の確認事項と基本的に同じ内容を8市町村による合併協定項目確認事項とすることとし、新たに横手平鹿8市町村合併協議会を同年2月16日に設置することを合意した。同年3月3日には第1回合併協議会が開かれ、すべてとなる57の合併協定項目（新市建設計画策定を含む）を確認した。同14日には8市町村長が合併協定書に調印し、同18日までに関係8市町村議会が廃置分合関連議案を可決した。

【市町村合併研究会・準備会】

平成14年	7月11日	8市町村の職員による市町村合併に関する調査・研究をする会が発足。（以降、11月20日までに8回開催）
	11月7日 ～12日	横手市が平鹿郡7町村へ任意合併協議会設置を呼び掛け
平成15年	2月28日	平鹿町、大森町、大雄村が任意合併協議会への参加を表明
	3月7日	第1回横手平鹿任意合併協議会事務担当準備会
	3月13日	山内村が任意合併協議会への参加を表明
	3月17日	雄物川町が任意合併協議会への参加を表明 第2回横手平鹿任意合併協議会事務担当準備会
	3月19日	横手平鹿合併協議会（任意）設立準備会

【増田町・十文字町合併協議会（任意・2町）】

平成 15 年	7 月 7 日	増田町・十文字町合併協議会を設置
	10 月 5 日	十文字町住民の直接請求（4,136名の署名）により「十文字町の合併について意思を問う住民投票」が行われ、横手平鹿案（横手市平鹿郡8市町村での合併）約47%、町長案（町長が進めている増田町などとの合併）約44%、自立案（合併をしないこと）約9%の結果となり、議会に判断を一任
	11 月 26 日	十文字町議会で、「市町村合併をしないで自立を推進する決議」が可決
平成 16 年	1 月 15 日	増田町・十文字町合併協議会を解散

【横手平鹿合併協議会（任意・6市町村）】

平成 15 年	3 月 31 日	横手平鹿合併協議会を設置
	8 月 11 日	山内村から5市町村へ脱退について通知(脱退を表明)

【横手平鹿合併協議会（法定・5市町村）】

平成 15 年	9 月 25 日	横手市、平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村による法定協議会設置の調印式 横手平鹿合併協議会（法定）設置
平成 16 年	3 月 22 日	横手平鹿合併協議会を解散 ⇒ 5市町村による横手平鹿合併協議会を廃止

【横手平鹿合併協議会（法定・6～8市町村）】

平成 15 年	10 月 27 日	山内村住民が6市町村による合併協議会設置を山内村へ直接請求
	12 月 24 日	山内村住民発議に伴う6市町村による合併協議会設置議案を山内村議会で可決
	12 月 26 日	山内村住民発議に伴う6市町村による合併協議会設置議案を横手市、雄物川町、大森町、大雄村の各議会で可決
平成 16 年	1 月 9 日	山内村住民発議に伴う6市町村による合併協議会設置議案を平鹿町議会で可決
	1 月 13 日	横手平鹿合併協議会設置
	1 月 22 日	第1回横手平鹿合併協議会 (以降、全25回の合併協議会を開催)

平成 16 年	3 月 8 日	十文字町議会で、「合併を横手平鹿案で推進する決議」が可決
	4 月 27 日	十文字町長が 3 月 28 日に行われた町議会議員選挙の結果を受けて横手平鹿合併協議会への参加の意向を表明
	4 月 28 日	十文字町から横手平鹿合併協議会加入の申入れ
	5 月 11 日	十文字町の横手平鹿合併協議会加入を承認
	5 月 17 日	増田町で 18 歳以上の全町民を対象とした住民アンケート調査を実施 横手平鹿全市町村との合併が約 65% 合併しないで当分の間自立が約 35%の結果
	5 月 19 日	増田町から横手平鹿合併協議会加入の申入れ
	6 月 8 日	増田町の横手平鹿合併協議会加入を承認
	11 月 4 日	合併協定調印式 ⇒ 8 市町村長が合併協定書に調印
	11 月 8 日	市町村の廃置分合に関する議案を山内村で可決、増田町と雄物川町で否決
	11 月 9 日	市町村の廃置分合に関する議案を横手市と十文字町で可決
	11 月 10 日	市町村の廃置分合に関する議案を平鹿町と大雄村で可決 大森町は継続審議
	12 月 20 日	増田町が 7 市町村へ横手平鹿合併協議会からの脱退を申入れ
平成 17 年	1 月 11 日	増田町の横手平鹿合併協議会脱退を承認
	2 月 24 日	第 24 回横手平鹿合併協議会 ⇒ 全ての協定項目を確認 以降、休止
	3 月 24 日	第 25 回横手平鹿合併協議会 ⇒ 合併協議会の廃止を確認

【横手平鹿 8 市町村合併協議会（法定・8 市町村）】

平成 17 年	1 月 31 日	増田町が 7 市町村に対して横手平鹿合併協議会へ再加入の申入れ
	2 月 16 日	横手平鹿 8 市町村合併協議会設置
	3 月 3 日	第 1 回横手平鹿 8 市町村合併協議会を開催 (以降、全 9 回の合併協議会を開催)
	3 月 14 日	合併協定調印式 ⇒ 8 市町村長が合併協定書に調印
	3 月 17 日	増田町議会、山内村議会において、廃置分合関連議案を可決
	3 月 18 日	横手市、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、大雄村において、廃置分合関連議案を可決
	3 月 25 日	県知事へ廃置分合を申請
	4 月 27 日	県議会で廃置分合議案可決
	5 月 6 日	県知事が廃置分合を決定、総務大臣に届出
	5 月 26 日	総務大臣の告示
	10 月 1 日	横手市誕生

【平成 14 年度以降に行われた住民意向調査、住民アンケート】

市町村名	実施時期	対象	調査内容	結果（票数）
横手市	H14. 8～9	18 歳 以上無 作為抽 出	○横手市は近隣市町村との合併が必要だと思いますか。	
			合併する必要がある	294
			検討する必要がある	481
			合併する必要はない	107
			わからない	154
			無回答	30
			○横手市が合併するとしたら、どの組合せが良いと思いますか。	
			横手市＋平鹿郡の 7 町村	458
			横手市＋平鹿郡内のいくつかの町村	285
			横手市平鹿郡＋その他の市町村	121
			その他	132
無回答	70			

市町村名	実施時期	対象	調査内容	結果（票数）
増田町	H14. 4～5	全世帯	○増田町は他の市町村との合併が必要だと思いますか。	
			合併は必要	456
			合併は必要ない	215
			わからない	195
			無記入	18
	H16. 5. 17	18歳以上住民	○市町村合併に関する町民意向調査	
			横手平鹿全市町村との合併	4,586
			当分の間、合併しないで自立	2,513
			無効	183
	H17. 1. 29		○市町村合併に関する町民意向調査	
			横手市平鹿郡の全市町村と合併する	4,954
			自立する	1,097
			わからない	395
無効			68	
平鹿町	H14. 9～10	18歳以上住民	○平鹿町は、他の市町村との合併が必要だと思いますか。	
			合併は必要	2,382
			合併は必要ない	1,410
			わからない	1,177
			○もし、平鹿町が合併する場合、どの組合せが望ましいと思いますか。（合併が必要と答えた方）	
			横手平鹿8市町村（上位5つ）	1,228
			横手市、平鹿町（上位5つ）	184
			平鹿町、増田町、十文字町（上位5つ）	103
			横手市を除く7町村（上位5つ）	66
			平鹿町、増田町、雄物川町、大森町、十文字町、大雄村（上位5つ）	58
雄物川町	H14. 7～8	20歳以上無作為抽出	○あなたは（～略～）市町村合併が必要だと思いますか。	
			必要だと思う	388
			必要ではないと思う	194
			わからない	251
			無回答	14

市町村名	実施時期	対象	調査内容	結果（票数）
雄物川町	H14. 7～8	20歳以上無作為抽出	○（～略～）、もし雄物川町が合併する場合、どの組合せが望ましいと思いますか。	
			1市5町2村（上位3つ）	226
			大森町・大雄村・平鹿町（上位3つ）	34
			大森町・大雄村（上位3つ）	17
大森町	H14. 11	20歳以上住民	○あなたは大森町の合併について、どのように考えていますか。	
			合併は必要だ	2,715
			合併は必要ない	832
			わからない	2,013
			未記入などにより不明なもの	124
			○どのような合併の規模を希望しますか。（合併は必要と答えた方）	
			横手平鹿8市町村での合併	1,427
			西部3か町村での合併	892
大曲仙北郡8市町村（大曲仙北合併協議会）との合併	276			
十文字町	H14. 4	20歳以上無作為抽出	○十文字町は他の市町村との合併が必要と思いますか。	
			合併は必要	185
			合併は必要と思わない	96
			わからない	160
	H14. 8	20歳以上住民	○十文字町は他の市町村との合併が必要と思いますか。	
			合併は必要	2,145
			合併は必要ない	759
			わからない	1,282
			○合併するとしたらどのような範囲の地域での合併を望みますか。（合併は必要と答えた方）	
			横手市平鹿郡内の8市町村	970
皆瀬川・成瀬川流域町村（増田町、稲川町、東成瀬村、皆瀬村と）	343			
郡内町村（平鹿町、雄物川町、大雄村と）	87			
郡内町村（増田町、平鹿町と）	523			
その他のパターン	188			

市町村名	実施時期	対象	調査内容	結果（票数）
十文字町	H15. 10. 5	20歳以上住民	○十文字町の合併について意思を問う住民投票	
			町長案（町長が進める増田町などと合併）	3,984
			自立案（合併をしないこと）	814
			横手平鹿案（横手市平鹿郡8市町村での合併）	4,191
			無効	64
山内村	H15. 2	中学3年生以上住民	○あなたは山内村の合併についてどうお考えですか。	
			合併する必要があると思う	1,508
			合併する必要がないと思う	845
			どちらともいえない	1,235
			無回答	268
			○山内村が合併する場合、どのような合併が望ましいと思いますか。	
			横手市平鹿郡内の8市町村（上位3つ）	1,053
			横手市と山内村の2市村（上位3つ）	213
	平鹿郡内の7町村（上位3つ）	132		
	H16. 10. 10	20歳以上住民	○市町村合併についての山内村住民投票	
合併			2,158	
自立			1,052	
無効			35	



ワークショップ

4 合併協議の概要

【横手平鹿合併協議会（法定・5市町村）】

平成 15 年	9 月 25 日	横手平鹿合併協議会を設置 会長 横手市長 五十嵐忠悦 副会長 平鹿町長 柿崎幹夫 雄物川町長 佐々木孝志 大森町長 備前雄一 大雄村長 佐々木義広 委員 21 名（会長、副会長を含めず）
	同 日	第 1 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認 ・ 合併協定項目 ・ 新市建設計画策定方針 ・ 予算 など
	10 月 23 日	第 2 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認 ・ 合併の方式 ・ 合併の期日
	10 月 27 日	山内村住民が 6 市町村による合併協議会設置を直接請求
	11 月 27 日	第 3 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認 ・ 財産及び債務の取扱い ・ 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
	12 月 24 日	山内村住民発議に伴う 6 市町村による合併協議会設置議案を山内村議会で可決
	12 月 25 日	第 4 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認 ・ 一般職の職員の身分の取扱い ・ 電算システム事業の取扱い ・ 山内村加入に係わる議会付議の日程、規約など
	12 月 26 日	山内村住民発議に伴う 6 市町村による合併協議会設置議案を横手市、雄物川町、大森町、大雄村の各議会で可決 平鹿町議会は継続審査
平成 16 年	1 月 9 日	山内村住民発議に伴う 6 市町村による合併協議会設置議案を平鹿町議会で可決
	3 月 22 日	5 市町村による横手平鹿合併協議会を廃止

【横手平鹿合併協議会（法定・6～8市町村）】

平成 16 年	1 月 13 日	横手平鹿合併協議会設置 会長 横手市長 五十嵐忠悦 副会長 平鹿町長 柿崎幹夫 雄物川町長 佐々木孝志 大森町長 備前雄一 大雄村長 佐々木義広 山内村長 藤原清 委員 25 名（会長、副会長を含めず）
	1 月 22 日	第 1 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認 ・合併協定項目 ・合併の方式 ・合併の期日 ・新市建設計画策定方針 ・電算システム事業の取扱い など その他、事業計画、予算などを報告
	2 月 26 日	第 2 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認 ・新市の名称の中間報告 ・新市の事務所の位置についての基本方針
	3 月 18 日	第 3 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認 ・財産及び債務の取扱い ・農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い ・地方税の取扱い(その 1) ・一般職の職員の身分の取扱い ・特別職の身分の取扱い ・条例・規則等の取扱い ・事務組織及び機構の取扱い ・新市建設計画の構成 その他、予算を報告
	4 月 8 日	第 4 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認 ・新市の名称について「横手市」「平鹿市」「秋南市」 の 3 作品を選定
	4 月 21 日	第 5 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認 ・使用料・手数料等の取扱い ・公共的団体等の取扱い ・補助金・交付金等の取扱い ・町名・字名、慣行の取扱い

平成 16 年		<ul style="list-style-type: none"> ・新市将来構想について ・新市建設計画素案（その 1）
	5 月 7 日	<p>第 6 回横手平鹿合併協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十文字町の協議会加入にかかわる日程などを協議
	5 月 24 日	<p>第 7 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十文字町加入に伴う確認済等の合併協定項目の取扱い ・地方税（その 1）修正 ・国民健康保険事業の取扱い ・介護保険事業の取扱い ・消防団の取扱い ・行政区の取扱い ・一部事務組合等（その 1）の取扱い
	6 月 24 日	<p>第 8 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増田町加入に伴う確認済等の合併協定項目の取扱い ・男女共同参画事業の取扱い ・交流事業、広報広聴関係事業の取扱い ・納税関係事業の取扱い ・交通関係事業の取扱い ・窓口業務の取扱い ・地方税の取扱い（その 2） ・新市の名称 ・新市将来構想の修正 ・新市建設計画（その 1）の修正
	7 月 2 日	<p>第 9 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の議員の定数及び任期の取扱い ・保健衛生事業の取扱い ・休日・夜間・救急診療の取扱い
	7 月 22 日	<p>第 10 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市将来構想の修正 ・新市建設計画（その 1）の修正 ・病院・診療所の取扱い ・障害者福祉事業の取扱い ・高齢者福祉事業の取扱い

平成 16 年	8 月 5 日	第 11 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画（その 1）の修正 ・新市の事務所の位置（方向性）
	8 月 26 日	第 12 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・議会の議員の定数及び任期の取扱い ・消防防災関係事業の取扱い ・児童福祉事業、保育事業、生活保護事業、その他の福祉事業の取扱い ・健康づくり事業の取扱い ・ごみ収集運搬業務事業の取扱い ・農林水産関係事業の取扱い ・商工・観光関連事業の取扱い ・勤労者・消費者関連事業の取扱い
	9 月 10 日	第 13 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・環境対策事業の取扱い ・建設関係事業の取扱い ・上水道・下水道事業の取扱い ・市立学校の通学区域、学校教育事業の取扱い ・一部事務組合等（その 2）の取扱い
	9 月 21 日	第 14 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・文化振興事業の取扱い ・コミュニティ施策の取扱い ・社会教育事業の取扱い ・社会スポーツ事業の取扱い
	9 月 24 日	第 15 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・新市の事務所の位置 ・その他の事業の取扱い ・各種協議会等の取扱い
	10 月 8 日	第 16 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・一部事務組合等（その 3）の取扱い ・新市建設計画（その 1） ・新市建設計画原案（その 2） ・新市建設計画原案（その 3）
	10 月 19 日	第 17 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・地域審議会の取扱い
	10 月 26 日	第 18 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認

平成 16 年		<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部事務組合等(その 4)の取扱い ・ 合併協定書(新市建設計画を含む 57 項目) また、新市建設計画の県との協議結果を報告
	11 月 4 日	合併協定調印式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 8 市町村長が合併協定書に調印
	11 月 25 日	第 19 回横手平鹿合併協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃置分合関連議案の議決結果について報告 ・ 今後の対応について協議
	12 月 21 日	第 20 回横手平鹿合併協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 増田町の脱退を報告 ・ 合併期日及び枠組みの変更に関連して調整する協定項目を協議
平成 17 年	1 月 13 日	第 21 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併の期日 ・ 合併期日及び枠組みの変更に関連して調整する協定項目
	1 月 27 日	第 22 回横手平鹿合併協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自治区や新庁舎建設位置を協議
	2 月 10 日	第 23 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併の方式、財産及び債務の取扱い、議会議員の定数及び任期の取扱いなど 31 項目 ・ 新市建設計画
	2 月 24 日	第 24 回横手平鹿合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険や地域自治区の取扱いなど 6 項目 ・ 新庁舎の建設位置に関する付帯協議 以降、休止へ
	3 月 24 日	第 25 回横手平鹿合併協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併協議会の廃止を確認

【横手平鹿 8 市町村合併協議会（法定・8 市町村）】

平成 17 年	2 月 16 日	横手平鹿 8 市町村合併協議会設置 会長 横手市長 五十嵐忠悦 副会長 平鹿町長 柿崎幹夫 雄物川町長 佐々木孝志 大森町長 備前雄一 大雄村長 佐々木義広 山内村長 藤原清 十文字町長 小川健吉 増田町長 石山米男 ・委員 33 名（会長、副会長を含めず）
	3 月 3 日	第 1 回横手平鹿 8 市町村合併協議会にて次の項目を確認 ・合併協定 56 項目 ・新市建設計画
	3 月 14 日	第 2 回横手平鹿 8 市町村合併協議会 ・新市建設計画の県との協議結果、予算や事業計画を報告 ・合併協定書（新市建設計画を含む 57 項目）を確認 ・合併協定調印式：8 市町村長が合併協定書に調印
	3 月 24 日	第 3 回横手平鹿 8 市町村合併協議会にて次の項目を報告 ・平成 17 年度事業計画 ・平成 17 年度予算
	4 月 21 日	第 4 回横手平鹿 8 市町村合併協議会にて次の項目を確認 ・市章の制定 また、事務組織及び機構（中間検討案）を報告
	5 月 23 日	第 5 回横手平鹿 8 市町村合併協議会にて次の項目を報告 ・指定金融機関の取扱い ・指名競争入札契約の取扱い ・事務組織及び機構
	6 月 23 日	第 6 回横手平鹿 8 市町村合併協議会 ・地域自治区の取扱いに関する調整内容を報告 ・市章の候補作品を確認（市章デザイン採用作品決定）

平成 17 年	7 月 28 日	<p>第 7 回横手平鹿 8 市町村合併協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学資金貸付事業の取扱い、図書館管理運営の詳細、市章デザインマニュアル、集会施設整備の補助基準の概要、新市地域防災計画策定までの防災体制、合併における国保税の不均一課税を報告 ・横手平鹿 8 市町村合併協議会の廃止について確認
	8 月 22 日	<p>第 8 回横手平鹿 8 市町村合併協議会にて次の項目を報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業の取扱い ・介護保険事業の取扱い ・保健衛生事業の取扱い ・障害者福祉事業の取扱い ・高齢者福祉事業の取扱い ・保育事業の取扱い ・社会福祉協議会の取扱い ・ごみの分別、収集方法の調整内容 ・農村公園の維持管理 ・消融雪施設等に対する補助 ・山内村村行造林 ・特別職の報酬等の取扱い
	9 月 22 日	<p>第 9 回横手平鹿 8 市町村合併協議会にて次の項目を報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務組織及び機構（公平委員会関連） ・一般職の職名及び給与等 ・条例・規則等 ・地区会議計画 ・まちづくり補助の概要 ・各公社、第三セクター等の平成 16 年度決算状況 ・除雪基本計画 ・決算見込み ・横手市長職務執行者の選任

① 合併の方式

平成15年5月19日第3回横手平鹿合併協議会（任意）で、“合併協定の基本5項目”のうちの一つとして、「関係市町村を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とすることを法定協議会で決定する。」ことについて確認した。それを受けた形で、その後の法定合併協議会でも、合併の方式を

「横手市、平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村、十文字町、増田町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。」

とすることを確認した。

② 合併の期日

当初、平成17年3月19日を合併期日として協議を進めていたが、平成16年12月20日の横手平鹿合併協議会からの増田町脱退の申入れにより、合併期日を延期せざるをえなくなった。

平成17年1月13日第21回横手平鹿合併協議会で、「合併の期日は、平成17年10月1日とする。」と提案。事務的に望ましい期日として提示したものであり、次の6項目より検討し、議決後6ヶ月は必要と判断し10月1日としたもの。

- (1) 税務に関する事項
- (2) 国民健康保険事務に関する事項
- (3) 電算事務に関する事項
- (4) 施策・事業の執行に関する事項
- (5) 予算編成に関する事項
- (6) 決算認定に関する事項

合併協議会では、期日の判断よりも、増田町の脱退や、廃置分合議案を否決した各町議会の動きを会長（市長）はどう考えるかなどが議論された。

特に、合併の枠組みが変動することに対応した電算システムの構築が、事務的な準備として必要であるということが大きい要素であるため、「平成17年10月1日」として決定した。



合併協議会

③ 新市の名称の取扱い

当該名称の選定に当たっては、合併協議会に「名称審査小委員会」を設置し、地元はもとより、全国から公募することとした。公募の結果、1,074 作品の応募があり、これに現在の市町村名を加えた 1,080 作品の中から、名称審査小委員会が名称候補選定基準に基づいて 10 作品に絞り込み、合併協議会へ報告した。合併協議会では、この中から 1 回目の投票によって「秋南市」「平鹿市」「横手市」の 3 作品を選出し、8 市町村の枠組みが確定した後の合併協議会で 2 回目の投票を行い、得票数が最も多かった「横手市（よこてし）」に決定した。

なお、新市の名称を「横手市（よこてし）」とした理由は、既に県内外において知名度が高く、公共施設や交通機関の現状、商業集積度などを考慮した場合、圏域内住民に最も親しまれやすい名称であるためとした。

④ 新市事務所の位置の取扱い

合併までの短期間に新庁舎を建設することは困難であるため、新市発足時の事務所は横手平鹿行政センター及び近接施設に確保するもので、住民の利便性や国・県機関の設置状況、交通体系等を考慮して決定した。

なお、同センター等では、収容スペースが狭隘で機能的にも不十分であることから、本庁集中方式とするが、一部分散方式をとることとした。さらに、8 市町村の市役所・町村役場の既存の庁舎は地域局とし、地域住民に最も身近な行政拠点として日常性の高い行政サービスの提供を行う機能を有する機関とした。

以上により、平成 16 年 9 月 24 日第 15 回横手平鹿合併協議会で、新市の事務所の位置は、現在の横手平鹿行政センターの位置である「横手市前郷字下三枚橋 269 番地」として、確認した。

⑤ 財産の取扱い

平成 15 年 11 月 27 日第 3 回横手平鹿合併協議会で、各市町村の賃借物件の内容や起債残高、基金の状況などについて質疑が行われ、「5 市町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。ただし、現在ある財産区については、新市においても存続させるものとする。」として確認した。

その後、平成 16 年 3 月 18 日第 3 回横手平鹿合併協議会で、旧慣使用权（地方自治法第 238 条の 6）に関して質疑が行われたが、

「6 (8) 市町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

ただし、財産区及び旧慣使用权等を有する者等の使用収益権については、新市においても存続させるものとする。」

として確認した。

⑥ 議会議員の任期及び定数の取扱い

当初、「合併特例法を適用しない場合」「定数に関する特例（合併特例法第 6 条）を適用する場合」、「在任に関する特例（合併特例法第 7 条）を適用する場合」のパターンを示しながら、白紙提案とし、多くの意見をいただきながら調整を行い、協議による全会一致での確認をするべく継続協議を重ねた。

しかし、話し合いでは協議がまとまらず、平成 16 年 7 月 2 日第 9 回横手平鹿合併協議会で、「合併後 50 日以内の設置選挙（原則）」、「定数特例」、「在任特例」の 3 案の中からひとつを投票で決定することにし、委員 40 人（会長は会議運営規程第 5 条の委員には含まれず投票権なし）が投票を行った。最初の投票で「原則」21 票、「定数特例」9 票、「在任特例」10 票となり、上位 2 案による決選投票が行われ、その結果、「原則」28 票、「在任特例」12 票となり、

「市町村合併に関する法律第 6 条及び第 7 条の特例は適用せず、地方自治法第 91 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、定数を定め（新横手市は、34 人以内）、新市設置から 50 日以内に選挙を実施する。」

と確認した。なお、選挙区の設定や議員定数等の詳細については、次回以降の協議となった。

その後、平成 16 年 8 月 26 日第 12 回横手平鹿合併協議会で、議員定数は全会一致で 34 人とすることを確認した。また、選挙区については、議員選出の委員のほとんどは、それぞれの地元議会で協議し大選挙区の意向を報告したが、3 案（全市をひとつとする案、複数市町村組み合わせた区域を選挙区とする案、今の市町村ごとを選挙区とする案）に意見が分かれ、出席委員 39 名と会長 1 名の 40 人で採決し、出席委員の 3 分の 2 を上回る 27 人が賛成した、「全市をひとつとする案」を確認した。

以上を踏まえ、平成 16 年 9 月 10 日第 13 回横手平鹿合併協議会で

「議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 6 条及び第 7 条の特例は適用せず、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、新市の条例において定数を 34 人と定め、新市の設置の日から 50 日以内に選挙を実施する。」

とすることを確認した。

⑦ 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

平成 15 年 11 月 27 日第 3 回横手平鹿合併協議会で、

「新市に一つの農業委員会を置き、5 市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後平成 17 年 7 月 19 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

- (1) 新市に横手市、平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村を区域とする一つの農業委員会を置く。
- (2) 農業委員会の選挙による委員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号を適用し、旧市町村の選挙による委員は、平成 17 年 7 月 19 日まで在任する。
- (3) 在任特例後、最初に行われる選挙から、委員の定数は 40 人とする。
- (4) 在任特例後、最初に行われる選挙から、農業委員会に旧市町村を単位とする選挙区を設置する。各選挙区の定数は、平成 16 年 3 月 31 日に確定する選挙人名簿登録者の数により調整する。」

として確認した。

平成 16 年 9 月 24 日第 15 回横手平鹿合併協議会で、「在任特例を適用する農業委員会委員の互選規程等について」として報告され、旧市町村を単位とする選挙区毎の選挙区定数が報告された。在任特例定数が 80 人である平成 17 年 7 月 19 日までは、横手市 16 人、増田町 7 人、平鹿町 15 人、雄物川町 13 人、大森町 7 人、十文字町 9 人、山内村 5 人、大雄村 8 人の選挙区定数とし、定数が 40 人となる平成 17 年 7 月 20 日以降は、横手市 8 人、増田町 4 人、平鹿町 8 人、雄物川町 6 人、大森町 3 人、十文字町 5 人、山内村 2 人、大雄村 4 人の選挙区定数として確認した。

その後、合併の期日に変更されたことに伴い、平成 17 年 3 月 3 日第 1 回横手平鹿 8 市町村合併協議会で、

「新市に一つの農業委員会を置き、8 市町村の農業委員会の選挙による委員であった者のうち 80 人は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後平成 18 年 3 月 31 日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

【具体的な調整内容】

- (1) 新市に、横手市、平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村、十文字町、増田町を区域とする一つの農業委員会を置く。
- (2) 在任特例を適用する農業委員会の選挙による委員の数は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、8 市町村の選挙による委員であった者のうち 80 人とする。
- (3) 在任特例を適用する農業委員会の選挙による委員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定により、平成 18 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 在任特例の適用期間経過後は、農業委員会の選挙による委員の定数を 40 人とし、旧

市町村を単位とする選挙区を設置する。

(5) 旧市町村を単位とする選挙区の定数は、平成 17 年 3 月 31 日に確定する農業委員会の選挙人名簿登載者の数に基づいて調整する。」

として確認した。

平成 17 年 4 月 21 日第 4 回横手平鹿 8 市町村合併協議会で、「在任特例を適用する農業委員会委員の互選規程等について」として報告され、旧市町村を単位とする選挙区毎の選挙区定数が報告された。在任特例定数が 80 人である平成 18 年 3 月 31 日までは、横手市 15 人、増田町 7 人、平鹿町 15 人、雄物川町 13 人、大森町 9 人、十文字町 9 人、山内村 5 人、大雄村 7 人の選挙区定数とし、定数が 40 人となる平成 18 年 4 月 1 日以降は、横手市 7 人、増田町 3 人、平鹿町 7 人、雄物川町 7 人、大森町 5 人、十文字町 5 人、山内村 2 人、大雄村 4 人の選挙区定数として確認した。

⑧ 地方税の取扱い

都市計画税以外を「地方税の取扱い(その 1)」、都市計画税を「地方税の取扱い(その 2)」として分けて協議した(※国民健康保険税については、「国民健康保険事業の取扱い」で協議)。

「その 1」については、平成 16 年 3 月 18 日第 3 回横手平鹿合併協議会で、法人町民税や固定資産の評価、徴収率などについて、質疑や議論が交わされ、

「(1) 地方税の税率は、次のとおりとする。

①個人市町村民税は、均等割を 2,500 円(その後の平成 16 年 5 月 24 日第 7 回横手平鹿合併協議会で、16 年度税制改正により、市町村民税の均等割の人口段階別税率区分が廃止され、税率が 3,000 円に統一されたことによる調整方針の修正として、「個人市町村民税は、均等割を 3,000 円の標準税率とし、・・・」に修正)の標準税率とし、所得割は現行のとおりとする。

②法人市町村民税は、均等割及び法人税割ともに制限税率とする。

③固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、特別土地保有税は、現行のとおりとする。

④入湯税は、宿泊 150 円、日帰り 100 円とする。

⑤鉦産税は、廃止する。

(2) 地方税の納期は次のとおりとする。

①個人市町村民税は、4 期(6, 8, 10, 12 月)とする。

②法人市町村民税、市町村たばこ税、入湯税は、現行のとおりとする。

③固定資産税は、5 期(5, 7, 9, 11, 1 月)とする。

④軽自動車税は、1 期(5 月)とする。」

として確認した。

また、「その 2」については、現在、都市計画区域が設定されている市町村は、横手市、

平鹿町、十文字町で、都市計画税を課税しているのは横手市だけだが、横手市では、都市計画区域指定された地域であっても、恩典に浴していない地域が多くあり不公平であるとのことで、都市計画事業の内容や地域住民の負担を考慮した結果、合併後の都市計画策定と同時に、改めて課税について検討する旨の提案に対し、「都市計画税が廃止とされた場合、未納分についてはどうなるのか（すべての税に共通しているが滞納額は新市に引き継がれると応答）。」、「法人税などは、比較的高いところに調整しているのに、都市計画税は廃止との提案では、税収が減る。合併後は、中心部だけが良くなり周辺部は取り残される不安が常にあるので、これまでどおり徴収したほうがよい（都市計画用途地域でも事業を行わずに税を徴収している場合や用途地域外の下水道事業に充当している割合も高く不公平を生じているので、一旦は廃止し新市で改めて検討すると応答）。」などの協議が行われ、平成16年6月24日第8回横手平鹿合併協議会で、

「(1) 地方税の税率は、次のとおりとする。

⑥都市計画税は合併時に廃止するものとし、合併後の新たな都市計画の策定と同時に、改めてその課税について検討する。」

として、確認した。

⑨ 一般職の職員の身分の取扱い

平成15年11月27日第3回横手平鹿合併協議会で、合併により一般職の職員は身分を失うこととなるが、合併特例法の規定で、合併関係市町村の協議により、引き続き職員として身分を保有するように措置しなければならないということを踏まえながら、

「(1) 5市町村の一般職の職員は、すべて新市に引き継ぐものとする。

(2) 職員数については、新市において定員モデルや類似団体の定員を参考にして定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(3) 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。

(4) 給与等については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。」

として確認した。

⑩ 新市建設計画

平成 15 年 9 月 25 日第 1 回横手平鹿合併協議会で、「各市町村から構想検討委員を 5 名選出し、ワークショップで新市のあるべき姿等について話し合い方向性を探ってもらい、分科会や幹事会との協議や住民意向調査結果を考慮し、現実味のある新市構想を仕上げる。新市建設計画については、新市構想に基づき、各市町村の現有の総合計画等とのすり合わせ等を十分行いながら、調製が整った分野から随時協議会に提案する。」といった旨の新市建設計画の策定方針を確認した。

平成 16 年 4 月 21 日第 5 回横手平鹿合併協議会で、新市将来構想が確認されたが、その後、2 町の合併協議会加入等により、平成 16 年 7 月 22 日第 10 回横手平鹿合併協議会で、修正、確認した。

新市建設計画も新市将来構想の協議と平行し、随時、部分的に協議されたが、新庁舎建設に関する議論が多く出されたため、平成 16 年 10 月 8 日第 16 回横手平鹿合併協議会で、「新庁舎の建設位置等は、引き続き協議会で議論を深める。」との付帯条件付きで確認した。

⑪ 特別職の職員の身分の取扱い

平成 16 年 3 月 18 日第 3 回横手平鹿合併協議会で、

「(1) 特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところにより調整する。法令等の定めがない場合は、合併時まで調整し、必要のあるものについては新市において設置する。

(2) 特別職の職員の報酬については、現行の報酬及び類似団体の例を参考に調整する。」として、特に質疑無く、確認した。

⑫ 条例・規則の取扱い

平成 16 年 3 月 18 日第 3 回横手平鹿合併協議会で、

「条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの
- (3) 合併後、逐次制定し、施行するもの」

として、特に質疑無く、確認した。

⑬ 機構及び組織の取扱い

平成 16 年 2 月 26 日第 2 回横手平鹿合併協議会で、組織・機構図等を示しながら、合併前の旧市町村を単位とする住民に最も身近な行政拠点として、日常性の高い行政サービスの提供を行う「地域局」を設置することなどを主とする内容を提案し、平成 16 年 3 月 18 日第 3 回横手平鹿合併協議会で、

- 「(1) 新市の事務組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮するものとする。
- (2) 新市の事務組織及び機構については、次の方針により合併までに整備するものとする。
- ①合併前の市役所・町村役場を有効活用できる組織・機構
 - ②住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
 - ③新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
 - ④指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構
 - ⑤簡素で効率的な組織・機構」

として、確認した。

⑭ 使用料・手数料の取扱い

平成 16 年 3 月 18 日第 3 回横手平鹿合併協議会で、施設等（公民館など）の使用料については、施設内容や建設年度が異なることから、原則として現行のとおりとし、類似施設等の使用料については、合併後に統一が図られるよう調整することにした。また、手数料については、住民負担の公平の原則から、合併時に統一することで、それぞれ提案した。

そして、平成 16 年 4 月 21 日第 5 回横手平鹿合併協議会で、

- 「(1) 施設等の使用料については、施設の内容や建設年度が異なることから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一または類似する施設等の使用料については、合併後、新市において統一が図られるように調整する。
- (2) 道路占用料、都市公園占用料、行政財産使用料、斎場使用料については、合併時に統一するものとする。
- (3) 各種手数料については、都市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担の公平の原則から、合併時に統一するものとする。」

この方針を基本として調整することを確認した。

⑮ 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等の取扱いについては、「その1」から「その4」までに分けて提案された。

「その1」として、5つの一部事務組合に関して、平成16年5月24日第7回横手平鹿合併協議会で、

- 「(1) 6市町村（※その後、8市町村に修正）が加入している秋田県市町村会館管理組合及び秋田県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。
- (2) 雄物川町ほか2カ町村火葬場経営組合については、合併の日の前日をもって解散し、財産等については、合併の日に新市に引き継ぐものとする。
- (3) 大森町大雄村共有財産管理組合については、合併の日の前日をもって解散し、財産等については、合併の日に新市に引き継ぐものとする。
- (4) 雄物川町大雄村財産区組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に新市に引き継ぐものとする。」

との調整内容で、特に質疑が無く確認した。

「その2」として、広域市町村圏組合等に関して、平成16年9月10日第13回横手平鹿合併協議会で、

「(6) 横手平鹿広域市町村圏組合について

- ①横手市、平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村、十文字町及び増田町は、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務事業、財産及び債務を新市に引き継ぐものとする。
- ②当該組合の一般職の職員については、新市の職員として身分を引き継ぐものとする。

(7) 土地開発公社について

①秋田県町村土地開発公社

ア) 平鹿町、雄物川町、大雄村、山内村、十文字町及び増田町は、合併の日の前日をもって秋田県町村土地開発公社の設立団体及び出資団体から脱退するものとし、大森町は、合併の日の前日をもって秋田県町村土地開発公社の出資団体から脱退するものとする。

イ) 脱退に伴い返還される各町村の出資金は、返還時点では各町村が消滅していることから、新市への返還となる。

ウ) 各町村の秋田県町村土地開発公社に対する債務は、合併の日をもって新市に引き継ぐものとし、新市において債務残に対する債務負担行為を新たに設定するものとする。

②横手市土地開発公社、③大森町土地開発公社

ア) 大森町土地開発公社は、合併の日の前日をもって解散し、横手市土地開発公社は、定款変更により、合併の日をもって新市の土地開発公社として存続するもの

とする。

イ) 横手市土地開発公社は、合併前に、大森町土地開発公社の有する金融機関に対する債務を、金融機関の同意を得て引き受け、その際に、大森町土地開発公社の有する金融機関への債務に対する大森町の債務保証を消滅させるとともに、横手市が、債務を引き受けた横手市土地開発公社に対して、その相当分につき新たに債務負担行為を定めた上で債務保証する。

ウ) イと同時に、大森町土地開発公社は、同公社が有する財産、債務を横手市土地開発公社に譲渡する。

エ) 大森町土地開発公社の残余財産（基本財産等）は、公社の解散とともに、出資団体である大森町に帰属することとなっているが、清算終了時には大森町は消滅しているため、大森町土地開発公社は、合併前に、定款変更し残余財産の帰属先を新市に変更する。

(8) 第三セクターについて

①財団法人

ア) 財団法人横手市みどり公社、イ) 財団法人大雄村堆肥供給公社、

ウ) 財団法人大雄学校給食協会

②株式会社

ア) タウンリノベーションよこて株式会社、イ) 株式会社大雄振興公社、

ウ) 株式会社ウッディさんない、エ) 株式会社山内村観光振興公社、

オ) 株式会社増田町物産流通センター、

カ) 株式会社増田町中山間地域振興公社

関係市町村の有する各第三セクターに対するすべての権利・義務は、新市に引き継ぎ、管理・運営は現行のとおりとする。また、整理・統合については、新市において検討するものとする。」

との調整内容で確認した。

「その3」として、雄物川町平鹿町財産区組合に関して、平成16年10月8日第16回横手平鹿合併協議会で、

「(5) 平鹿町及び雄物川町は、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日に当該組合の財産、事務等を新市に引き継ぐものとする。なお、借入金については、当該組合の解散までに清算するものとする。」

との調整内容で確認した。

「その4」として、平成16年10月26日第18回横手平鹿合併協議会で、株式会社横手産業支援センターに関して、提案された。横手市50%出資による第3セクターであり、合併期日まで半年を切った中での設立であったため、設立目的や事業収益見込み、行き詰まった場合の債務保証等の質疑応答があったが、結果的には

「横手市の有する当該第三セクターに対するすべての権利・義務は、新市に引き継ぎ、管

理・運営は現行のとおりとする。また、整理・統合については、新市において検討するものとする。」

との調整内容とすることを確認した。

⑩ 地域審議会の取扱い(地域自治区の取扱い)

平成 16 年 5 月 24 日第 7 回横手平鹿合併協議会で、「地域審議会の設置」を提案し、当初は、地域審議会を置く前提で、主にその権限などについて議論されていたが、その後、合併特例法や地方自治法等の一部改正が行われることに伴い、地域自治区や合併特例区の導入も視野に入れたものとなり、議論が白熱した。

平成 16 年 10 月 19 日第 17 回横手平鹿合併協議会で、

「(1) 地域審議会は設置しないものとする。ただし市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、合併前の横手市、平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村、十文字町、増田町の各地域に地域自治区を置くものとする。

(2) 市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 5 及び第 5 条の 6 の規定による合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、合併時まで調整するものとする。」

と確認し、地域自治区へ区長を置くことや設置期間などの詳細については、継続協議とした。

平成 16 年 10 月 26 日第 18 回横手平鹿合併協議会では、地域自治区に区長を設置することを確認し、地域自治区の設置期間や区長の任期、地域協議会委員の取扱い等については継続協議とした。

(※協定項目名を「地域審議会の取扱い」から「地域自治区の取扱い」と変更)

また、平成 17 年 2 月 10 日第 23 回横手平鹿合併協議会では、合併特例法に基づく地域自治区の場合必ず地域自治区名を冠する必要があるため、住居表示の関係から、横手市のみ地方自治法に基づく地域自治区を設置する方向で確認、次回に、その内容を含めて再提案することとなった。そして、平成 17 年 2 月 24 日第 24 回横手平鹿合併協議会で

「(1) 市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、合併前の平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村、十文字町(、増田町)の各地域に地域自治区を置くものとする。

(2) 市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 5 及び第 5 条の 6 の規定による合併関係市町村の協議により定める事項については、地域自治区の設置に関する協議書のとおりとする。ただし、地域自治区の設置に関する協議書に定める事項以外の事項については、合併時まで調整するものとする。

(3) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 202 条の 4 の規定に基づき、合併前の横手市の区域に地域自治区を置くものとする。」

として、確認した。

⑰ 国民健康保険事業の取扱い

平成 16 年 5 月 24 日第 7 回横手平鹿合併協議会で、

「(1) 国民健康保険税の税率等については、合併後 3 年以内に均一化されるよう段階的に調整する。

(2) 国民健康保険事業については、新市においても保健事業等を取り入れ、住民の健康管理を推進する。

(3) 国民健康保険運営協議会は、新市において新たに設置する。

(4) 国民健康保険事業財政調整基金については、基金残高を新市に引き継ぐものとする。」として、確認した。

その後、平成 17 年 7 月 28 日第 7 回横手平鹿 8 市町村合併協議会で、合併後 3 年以内で均一化するための算定作業の中間報告について承認され、次回協議会でその試算結果を報告する事となった。

平成 17 年 8 月 22 日第 8 回横手平鹿 8 市町村合併協議会で、平成 21 年度から均一化するための税率を試算した結果、近年の医療費の急激な増加により、現行の最高税率の範囲内では収支均衡が図れない見込みとなり、平成 21 年度までに収支均衡させるよう、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間で段階的に引き上げることが提案された。委員からは、現行税率からの引き上げが大きいこと等について、不満の声もあったが、住民周知の徹底や保健事業の充実を行う要望が出され、結果的には提案どおりとすることを確認した。

⑱ 児童福祉事業の取扱い

「出産祝い金」の調整内容から、「福祉を財政で論ずるべきではない。合併して福祉の後退があってはならない。」「財政の均衡も考慮しながら・・・。」「複合的な施策が効果的。」など、少子化対策全般の論議となり、加えて協議第 53 号の「保育事業の取扱いについて」についても関連があるとの発言があり、「児童福祉事業の取扱いについて」と「保育事業の取扱いについて」が一括協議となった。結果的には、平成 16 年 8 月 26 日第 12 回横手平鹿合併協議会で、原案どおりとすることを確認した。

⑱ 環境対策事業の取扱い

「集団資源回収助成事業」の「集団資源回収に関する各団体の事業については、新市において継続できるよう調整するとともに、奨励金等の交付は合併時に廃止するものとする。」という調整内容に対し、「主に子供会への奨励金であるが、リサイクル活動やごみ減量化は環境に対する意識を高めていくことで、大変大事な教育であり、それを無くしていいのか。」「他の地域でも廃品回収を行っているが、その売り上げも多い。」「奨励金があるから資源回収に取り組むという意識をもたれることがあってはならない。」などの論議があり、継続協議となった。結果的には、事業が継続的に実施され定着しているという状況から奨励金の役割は終了したこと、事業実施により各団体に収益が見込まれることなどの説明により、平成16年9月10日第13回横手平鹿合併協議会で、原案どおりとすることを確認した。



合併協議会

5 合併協定書の調印

合併協定調印式は、平成 17 年 3 月 14 日に横手平鹿広域交流センターで開催し、県知事をはじめ県議会議員、合併協議会委員、各市町村議会議員、秋田県・市町村関係職員など約 250 人が出席した。

式では、各市町村長が 57 項目からなる合併協定書に署名・押印。続いて特別立会人である県知事が署名し、市町村長一人ひとりに協定書を手渡した。その後、県知事を中心に 8 市町村長が固くスクラムを組み、8 市町村の絆が固く強く結ばれた。

署名後、合併協議会会長は「横手平鹿は歴史的にも、様々な係わりの中でも一体であり、合併は郡市一体がベストだと言い続けてきた結果が、地域の住民に浸透したものと思う。10 月 1 日の合併に向け、地域の住民に説明をしながら、着実に詰めの作業を仕上げたい。」とあいさつ。また、来賓の県知事からは「一つの郡市が一体になるのは秋田県でもここだけであり、歴史に残る合併だと思う。新生のまちが発展するよう、県としても最大限サポートしていきたい。」と祝辞を述べた。

この調印により、秋田市に次ぐ県内第 2 の都市、新「横手市」の平成 17 年 10 月 1 日の誕生に向けて、確かで大きな一歩を踏み出した。



合併協定調印式

6 法的手続き

① 合併関係市町村議会での関係議案の議決等

平成 17 年 3 月 17・18 日にかけて、構成市町村の議会で横手平鹿 8 市町村の合併関連議案が審議され、いずれも全会一致・賛成多数で可決された。今回の合併に関する議案の提出は、同年 3 月 14 日開催の合併協定書への調印を受けて行われたもので、市町村の廃置分合、財産処分、農業委員会の委員の任期の特例、議会の議員の定数、地域自治区及び区長の設置の 5 議案について審議されたもの。

【議案の内容】

- (1) 議案…横手市、平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村、十文字町、増田町を廃し、その区域をもって平成 17 年 10 月 1 日に「横手市」を設置することについて、県に申請するという内容。
- (2) 議案…各市町村の財産、公の施設、債務を全て新市に引き継ぐという内容。
- (3) 議案…各市町村の選挙による農業委員のうち、80 名に限り平成 18 年 3 月 31 日まで新市の委員として在任するという内容。
- (4) 議案…新市「横手市」の議会議員の定数を 34 人にするという内容。
- (5) 議案…地方自治法に基づき地域自治区を設置する横手市を除き、平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村、十文字町、増田町に、合併特例法に基づく地域自治区及び区長を設置するという内容。

② 廃置分合申請

平成 17 年 3 月 25 日、8 市町村長が県知事に対し、地方自治法第 7 条第 1 項の規定に基づく廃置分合申請書を提出した。

③ 県議会での議決

廃置分合申請書の提出を受けた県知事は、平成 17 年秋田県議会 4 月臨時会に廃置分合議案「議案第 138 号 市町村の廃置分合について」を提案、同議案は、平成 17 年 4 月 27 日に可決された。

④ 県知事の決定・総務大臣への届出

廃置分合議案の可決後、県知事は平成 17 年 5 月 6 日付けで市町村の廃置分合を決定し、同日付けで総務大臣に届け出た。

⑤ 総務大臣告示

総務大臣は、平成 17 年 5 月 26 日付け総務省告示第 618 号により告示した。

7 新市移行までの諸準備

県への廃置分合申請を済ませた 8 市町村では、新市への円滑な移行に向け、下記の手続きを進めた。

① 市長職務執行者の決定

平成 17 年 9 月 22 日第 9 回横手平鹿 8 市町村合併協議会において、平成 17 年 10 月 1 日の合併日から新市の市長が決定するまでの間、市長の職務を執行するための市長職務執行者について、関係市町村長の協議により、備前雄一（大森町長）に決定したことを報告した。

② 新市章の決定

平成 16 年 4 月 21 日第 5 回横手平鹿合併協議会の「慣行の取扱いについて」の中で、市章等については新市において公募等により定めるものとして確認していたが、その後の合併期日の変更により、時間的な余裕ができたため、平成 17 年 4 月 21 日第 4 回横手平鹿 8 市町村合併協議会において、合併日に新市の市章が制定できるよう、市章デザインを募集し、合併協議会で採用作品を決定することについて確認した。

全国より応募のあった 1,137 点の中から、選定委員会において採用候補作品 6 点を選定し、平成 17 年 6 月 23 日第 6 回合併協議会で、会長を含む委員 41 名で投票を行った。その結果、最多得票を獲得した愛知県の田中博士さんの作品を、新「横手市」の市章デザイン採用作品と決定した。

③ 電算システムの統一

平成 15 年 12 月 25 日第 4 回横手平鹿合併協議会で、広域市町村圏組合電算センターで行っている業務との兼ね合い等について質疑が出されたが、「新市の電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時に住民情報系システム及び内部情報系システムをそれぞれ統合し、合併市町村間を結ぶネットワークにより運用する。ただし、個別システムについては、合併時及び新市において調整する。」として、電算システム統合基本計画書にもとづき作業を進めていくことを確認した。

④ 例規の整備

平成 16 年 3 月 18 日第 3 回横手平鹿合併協議会で、
「条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるものの
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの
- (3) 合併後、逐次制定し、施行するもの」

として、確認された。

その後、上記の調整内容に基づき整備を進め、平成 17 年 9 月 22 日の第 9 回横手平鹿 8 市町村合併協議会で、これまで合併協議会で協議・承認された内容に基づき、合併日に専決処分により施行される即時制定や、合併後逐次制定・施行される漸次制定など、1,041 本の条例・規則等について承認され、新市発足時に市長職務執行者により、専決処分された。

⑤ 閉市町村式・閉庁式

【閉市町村式・記念式典】

横手市

平成 17 年 9 月 23 日午後 2 時から横手市民会館において、県知事、地元出身県議、市議会議員を来賓に迎え、約 700 人の出席者のもと開催された。証状及び感謝状の贈呈（横手市功労者等の待遇に関する条例に基づく証状及び徽章の贈呈 47 名／感謝状贈呈 27 名）後、高橋勇市氏による記念スピーチや横手市の歩みのスライド上映、アトラクションが催された。

増田町

平成 17 年 9 月 7 日午前 11 時から増田町総合体育館において、町制施行 110 周年・合併 50 周年記念式典と併せ、金田勝年参議院議員を来賓に迎え、名誉町民及び町功労受彰者 40 人、招待者及び案内者 200 人の計 240 人の出席のもと開催された。名誉町民・功労者表彰、町の歩みの報告、町旗降納（リンゴの唄斉唱に合わせて）などの催しが行われた。

平鹿町

平成 17 年 9 月 23 日午前 10 時から平鹿町中央公民館において、県関係者・歴代三役・歴代町議会議員などを来賓に迎え、関係者約 300 人が出席のもとに開催された。未来の夢スピーチ、記念コンサートなどの催しが行われた。

雄物川町

平成 17 年 9 月 4 日午後 1 時 30 分から雄物川町民体育館において、建町 50 周年記念式典と併せ、町議会議員をはじめ小・中学生など町民約 1,000 人が出席し、記念式典（功労者表彰・町民憲章群読・町旗降納）、記念イベント（タイムカプセルセレモニー、大餅まき等）、記念パーティが行われた。

大森町

平成 17 年 9 月 17 日午後 1 時 30 分から大森町民体育館において、町功労者はじめ、ふるさと会役員を来賓に迎え、関係者 885 人の出席のもと開催された。町功労者表彰や特別表彰の後、記録ビデオ「大森町の歩み」を上映したほか、新市へのメッセージ発表、思い出の歌演奏や町民歌の斉唱、最後に町旗が降納された。アトラクションでは、伝統芸能が発表され、280 名が参加し記念パーティが開かれた。

十文字町

平成 17 年 9 月 20 日午後 2 時から十文字町西支所において、町議会議員、各行政委員会委員、町文化功労者、公共的団体や民間団体の代表など約 120 名の案内者が出席のもと開催された。式典内容は、記念講演、町民歌斉唱、町旗降納などで、閉式後、出席者による懇親会を開催した。

山内村

平成 17 年 9 月 23 日午前 10 時から山内村民体育館において、招待者（湯田町長他 86 人）、感謝状贈呈者（60 人）、一般参加者（153 人）、村長、助役、課長（10 人）が出席のもと開催された。山内小児童による村民憲章朗読、村功労者への感謝状の贈呈、「山内村のあゆみ」スライド上映、山内中全校生徒による村民歌合唱、村旗降納などを行い、式典終了後には、記念パーティを開催した。

大雄村

平成 17 年 9 月 18 日午後 1 時 30 分から大雄村トレーニングセンターにおいて、東京大雄会や村内各種団体役員、小中学生、一般村民など 650 名の出席者のもと、式典では中学生の作文発表、「ありがとう 大雄」と題したスライド上映、村旗降納等を行った。式典終了後は、保育園児のお遊戯、中学校吹奏楽部や村民コーラスの演奏等のアトラクションを行い、最後に 270 名で交流会を開催した。



閉庁式（大森町）

【閉庁式】

横手市

平成 17 年 9 月 30 日午後 4 時から市役所市民広場において、約 70 名の市職員が出席して行われた。市長あいさつ後に市旗降納を行った。また、閉庁式終了後に四役退任式を実施した。

増田町

平成 17 年 9 月 30 日午後 3 時から町 4 役など関係者約 80 人の出席のもとに開催された。ライオンズクラブからのソーラー時計寄贈、増田町役場庁舎石碑披露、記念植樹などの催しが行われた。

平鹿町

平成 17 年 9 月 30 日午後 5 時 15 分から議長、行政委員長などを来賓に迎え、関係者約 150 人が出席のもとに開催された。町長あいさつ後町銘板をはずし、花火の打ち上げを行った。

雄物川町

平成 17 年 9 月 30 日午後 4 時 30 分から雄物川図書館前にタイムカプセルを埋設し、庁舎大会議室において、職員出席のもと閉庁式が行われた。

大森町

平成 17 年 9 月 30 日午後 4 時 30 分から町三役、町議会議長ほか各議員、職員約 100 名が出席のもと開催された。町長、議長があいさつの後、「大森町役場」の庁銘板を町長と議長が降納した。

十文字町

平成 17 年 9 月 30 日午後 4 時 30 分から十文字町役場庁舎に職員 100 名以上が集合し、十文字町長からの最後の訓示、町三役への花束贈呈などを行った。

山内村

平成 17 年 9 月 30 日午後 4 時 30 分から村長、助役、村議会議員、職員の約 100 人が出席し、庁舎前にて村長、村議会議長のあいさつの後、役場庁舎銘板降納並びに村旗降納のセレモニーを行った。

大雄村

平成 17 年 9 月 30 日午後 4 時から村議会議員、職員約 70 名が見守る中、村長、村議会議長の挨拶に続き村旗降納、村章取り外し、万歳三唱等を行った。

8 新市誕生後の主な動き

① 合併初日の状況

平成 17 年 10 月 1 日の合併初日は、市長職務執行者による事務決裁や辞令交付、訓示の後、市役所本庁舎（南庁舎・北庁舎）と 8 つの地域局で開庁を祝う序幕などが行われた。

このうち、本庁南庁舎で行われた開庁式には、旧市町村長や旧議会議長、職員など約 150 人が出席。はじめに南庁舎の銘板序幕が行われ、次に横手市長職務執行者が式辞を述べた。その後、旧市町村長らがテープカットを行い、新市発足と開庁を祝った。

その後は、記者会見、前市町村長から市長職務執行者への事務引継、各行政委員会や消防に関連する事務が行われた。

なお、当日は土曜日であったため、直接の住民とのやりとりはほとんどなく、職員らは、次の月曜日に向けた準備などの執務にあたった。

【タイムスケジュール】

- 8：00 辞令・専決処分等の決裁（市長職務執行者）
- 8：15 事業管理者辞令交付
- 8：20 理事、部長等職員辞令交付
- 8：50 特別職（消防団、交通指導隊、防犯指導隊）辞令交付
- 9：20 指定金融機関指定書交付
- 10：00 開庁式（本庁南庁舎、各庁舎玄関前）
- 10：30 記者会見
- 13：00 固定資産評価委員会（選任による委員へ選任の辞令交付）
- 14：00 農業委員会総会（選任による委員へ選任の辞令交付）
- 14：30 教育委員会（選任による委員へ選任の辞令交付）
- 15：30 部長地域局長会議（市長職務執行者、理事、部長、地域局次長）
- 16：00 市長職務執行者訓示

② 合併記念式典

平成 18 年 4 月 23 日に秋田ふるさと村ドーム劇場で開催され、総務大臣、県知事をはじめ県内外の市町村や友好都市などから多くの来賓を迎えて、約 1,100 人の参加者のもと、盛大に挙行された。式典では、はじめに市長が式辞を述べた後、横手市議会議長があいさつ。続いて、市町村合併推進のために尽力された皆さんに総務大臣表彰や横手市感謝状が贈呈された。また式典の最後には、市民の皆さんによるさまざまなアトラクションが披露され、出席者は新市一体となつての発展を誓い合つた。



合併記念式典

③ 新市初議会

横手市の初議会は、横手市長により、平成 17 年 11 月 14 日午前 10 時から、横手庁舎において平成 17 年 11 月横手市議会臨時会（議員 34 名）が招集された。

臨時議長には最年長者の赤川堅一郎議員が選出された。

正副議長及び各常任委員会（4 委員会）、議会運営委員会の委員を選任した。

主な上程案件は次のとおり

- ・ 議会関係条例・規則
- ・ 教育委員会委員の任命等同意（13 件）
- ・ 専決処分承認（12 件）
- ・ 平成 17 年度一般会計予算等議案（50 件）

④ 市長選挙

横手市長選挙は、平成 17 年 10 月 16 日告示され、3 氏が立候補した。

平成 17 年 10 月 23 日に投票が行われ、31,886 票を獲得し新市長に五十嵐忠悦が当選した。

次点との差は 6,372 票、有権者数 87,178 人、投票率 84.03%であった。

⑤ 新市長による議会の招集

新市初議会に同じ。

⑥ 在任特例後の議会議員選挙

在任特例なし。

⑦ 決算審査の状況

平成 17 年度旧市町村の決算審査については、平成 18 年 2 月横手市議会臨時会において一般会計等決算特別委員会、企業会計等決算特別委員会の 2 特別委員会を設置し、2 月 13 日から 14 日の 2 日間で審査した。

委員選任については、議長、監査委員を除く全議員がどちらかの委員に選任された。

平成 18 年 3 月定例会の冒頭に委員長が報告し、全会一致で認定された。

合併協定書

合併協定書

横 手 市
平 鹿 町
雄 物 川 町
大 森 町
大 雄 村
山 内 村
十 文 字 町
増 田 町

平成17年3月14日

横手市・平鹿町・雄物川町・大森町・大雄村・山内村・十文字町・増田町

目次

	ページ
1 合併の方式	1
2 合併の期日	1
3 新市の名称	1
4 新市の事務所の位置	1
5 財産及び債務の取扱い	1
6 議会の議員の定数及び任期の取扱い	1
7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	1
8 地方税の取扱い	2
9 一般職の職員の身分の取扱い	2
10 特別職の身分の取扱い	2
11 条例・規則等の取扱い	2
12 事務組織及び機構の取扱い	3
13 使用料、手数料等の取扱い	3
14 公共的団体等の取扱い	3
15 補助金・交付金等の取扱い	4
16 町名・字名の取扱い	4
17 慣行の取扱い	4
18 国民健康保険事業の取扱い	4
19 介護保険事業の取扱い	4
20 消防団の取扱い	5
21 行政区の取扱い	5
22 地域自治区の取扱い	5
23 一部事務組合等の取扱い	9
24 各種事務事業の取扱い	
24-1 電算システム事業	11
24-2 男女共同参画事業	11
24-3 交流事業	11
24-4 広報広聴関係事業	11
24-5 納税関係事業	11
24-6 消防防災関係事業	11
24-7 交通関係事業	12
24-8 窓口業務	12
24-9 保健衛生事業	12
24-10 病院・診療所	12
24-11 休日・夜間・救急診療	12
24-12 障害者福祉事業	12
24-13 高齢者福祉事業	13
24-14 児童福祉事業	13

目次

	ページ
24-15 保育事業	13
24-16 生活保護事業	13
24-17 その他の福祉事業	13
24-18 健康づくり事業	13
24-19 ごみ収集運搬業務事業	14
24-20 環境対策事業	14
24-21 農林水産関係事業	14
24-22 商工・観光関係事業	16
24-23 勤労者・消費者関連事業	16
24-24 建設関係事業	16
24-25 上水道・下水道事業	17
24-26 市立学校の通学区域	18
24-27 学校教育事業	18
24-28 文化振興事業	18
24-29 コミュニティ施策	18
24-30 社会教育事業	19
24-31 社会スポーツ事業	19
24-32 その他の事業	19
24-33 社会福祉協議会	20
25 新市建設計画	20

1 合併の方式

横手市、平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村、十文字町、増田町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年10月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、横手市（よこてし）とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、横手市前郷字下三枚橋269番地とする。

5 財産及び債務の取扱い

8市町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。ただし、財産区及び旧慣使用权等を有する者等の使用収益権については、新市においても存続させるものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「特例法」という。）第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第91条第1項及び第2項の規定に基づき、新市の条例において定数を34人と定め、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

新市に一つの農業委員会を置き、8市町村の農業委員会の選挙による委員であった者のうち80人は、特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成18年3月31日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

※具体的な調整内容

- ア 新市に、横手市、平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村、十文字町、増田町を区域とする一つの農業委員会を置く。
- イ 在任特例を適用する農業委員会の選挙による委員の数は、特例法第8条第1項の規定により、8市町村の選挙による委員であった者のうち80人とする。
- ウ 在任特例を適用する農業委員会の選挙による委員の任期は、特例法第8条第1項第1号の規定により、平成18年3月31日までとする。

- エ 在任特例の適用期間経過後は、農業委員会の選挙による委員の定数を40人とし、旧市町村を単位とする選挙区を設置する。
- オ 旧市町村を単位とする選挙区の定数は、平成17年3月31日に確定する農業委員会の選挙人名簿登載者の数に基づいて調整する。

8 地方税の取扱い

- (1) 地方税の税率は、次のとおりとする。
 - ア 個人市町村民税は、均等割を3,000円の標準税率とし、所得割は現行のとおりとする。
 - イ 法人市町村民税は、均等割及び法人税割ともに制限税率とする。
 - ウ 固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、特別土地保有税は、現行のとおりとする。
 - エ 入湯税は、宿泊150円、日帰り100円とする。
 - オ 鉱産税は、廃止する。
 - カ 都市計画税は、合併時に廃止するものとし、合併後の新たな都市計画の策定と同時に、改めてその課税について検討する。
- (2) 地方税の納期は、次のとおりとする。
 - ア 個人市町村民税は、4期（6、8、10、12月）とする。
 - イ 法人市町村民税、市町村たばこ税、入湯税は、現行のとおりとする。
 - ウ 固定資産税は、5期（5、7、9、11、1月）とする。
 - エ 軽自動車税は、1期（5月）とする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 8市町村の一般職の職員は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員モデルや類似団体の定員を参考にして定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。
- (4) 給与等については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

10 特別職の身分の取扱い

- (1) 特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところにより調整する。法令等の定めがない場合は、合併時までに調整し、必要のあるものについては新市において設置する。
- (2) 特別職の職員の報酬等については、現行の報酬等及び類似団体の例を参考に調整する。

11 条例・規則等の取扱い

条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の

調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- ア 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの
- イ 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの
- ウ 合併後、逐次制定し、施行するもの

12 事務組織及び機構の取扱い

- (1) 新市の事務組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮するものとする。
- (2) 新市の事務組織及び機構については、次の方針により合併までに整備するものとする。
 - ア 合併前の市役所・町村役場を有効活用できる組織・機構
 - イ 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
 - ウ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
 - エ 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構
 - オ 簡素で効率的な組織・機構

※既存の市役所・町村役場は、住民に直接関わる事務を執行する地域自治区の事務所（地域局）として活用する。

13 使用料、手数料等の取扱い

使用料、手数料等については、次の方針を基本として調整するものとする。

- ア 施設等の使用料については、施設の内容や建設年度が異なることから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料については、合併後、新市において統一が図られるように調整するものとする。
- イ 道路占用料、都市公園占用料、行政財産使用料、斎場使用料については、合併時に統一するものとする。
- ウ 各種手数料については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担の公平の原則から、合併時に統一するものとする。

14 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

- (1) 共通の目的を持った団体について
 - ア 新市との一体性を保つため、平成18年度までに統合又は再編できるよう調整に努める。
 - イ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

(2) 独自の目的を持った団体について

原則として、現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整を図る。

15 補助金・交付金等の取扱い

補助金・交付金等については、従来からの経緯や実情等に配慮し、見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から、次の方針を基本に取扱うものとする。

- ア 8市町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- イ 8市町村において独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、新市において調整する。
- ウ 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整する。

16 町名・字名の取扱い

- (1) 8市町村の区域内の町・字の名称及び区域は、原則として従前のとおりとする。
- (2) 同一の字名については、当該市町村において合併前に検討し、必要に応じて変更するものとする。
- (3) 当該地域住民の意向を尊重して、当該市町村において検討し、現行の町・字の名称及び区域を変更できるものとする。

17 慣行の取扱い

- (1) 市章、市の花・木・鳥等については、新市において公募等により定めるものとする。
- (2) 市民憲章、各種宣言については、新市において定めるものとする。
- (3) 表彰制度、名誉市民制度については、新市において新たな制度を創設するものとする。

18 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税の税率等については、合併後3年以内（平成20年まで調整）に均一化されるよう段階的に調整する。
- (2) 国民健康保険事業については、新市においても保健事業等を取り入れ、住民の健康管理を推進する。
- (3) 国民健康保険運営協議会は、新市において新たに設置する。
- (4) 国民健康保険事業財政調整基金については、基金残高を新市に引き継ぐものとする。

19 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護認定審査会の設置・運営については、新市において実施できるよう関係団体

と合併時まで調整する。

- (2) 第1号被保険者の保険料については、本来の改定期となる平成18年度から統一する。
- (3) 介護保険事業計画については、新市において、平成18年度から3年間を期間とする計画を策定する。平成17年度においては、現行の計画を運用する。
- (4) 介護保険給付費準備基金については、基金残高を新市に引き継ぐものとする。

20 消防団の取扱い

- (1) 新市に、横手消防団、平鹿消防団、雄物川消防団、大森消防団、大雄消防団、山内消防団、十文字消防団、増田消防団の8つの消防団を置き、現行の体制を維持したまま消防団連絡協議会を新たに設けるものとする。
- (2) 消防団員の定数は、8市町村の定数の合計数とする。
- (3) 消防団員の定年は、団長及び副団長を70歳、それ以外の団員を65歳とする。
- (4) 消防団の施設・設備については、現行のとお市新市に引き継ぐものとする。

21 行政区の取扱い

- (1) 行政区については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- (2) 行政協力員等については、名称を「市政協力員」に統一し、合併時まで再編する。

22 地域自治区の取扱い

- (1) 特例法第5条の5第1項の規定に基づき、合併前の平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村、十文字町、増田町の各地域に地域自治区を置くものとする。
- (2) 特例法第5条の5及び第5条の6の規定による合併関係市町村の協議により定める事項については、地域自治区の設置に関する協議書のとおりとする。
ただし、地域自治区の設置に関する協議書に定める事項以外の事項については、合併時まで調整するものとする。
- (3) 自治法第202条の4の規定に基づき、合併前の横手市の区域に地域自治区を置くものとする。

※既存の市役所・町村役場は、住民に直接関わる事務を執行する地域自治区の事務所(地域局)として活用する。

地域自治区の設置に関する協議書

(趣旨)

第1条 この協議は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5及び第5条の6に規定する合併関係市町村の協議により定める事項、その他必要な事項について定めるものとする。

(地域自治区の設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第202条の4の規定に基づき地域自治区を設置する合併前の横手市の区域を除き、法第5条の5第1項の規定に基づき、合併前の平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村、十文字町、増田町の区域に地域自治区を設置する。

(地域自治区の名称)

第3条 地域自治区の名称は、それぞれ合併前の平鹿町にあっては平鹿町、合併前の雄物川町にあっては雄物川町、合併前の大森町にあっては大森町、合併前の大雄村にあっては大雄、合併前の山内村にあっては山内、合併前の十文字町にあっては十文字町、合併前の増田町にあっては増田町とする。

(地域自治区の設置期間)

第4条 地域自治区の設置期間は、平成17年10月1日から平成22年3月31日までとする。

(地域自治区の事務所)

第5条 地域自治区の手事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位置	名称	所管区域
平鹿町浅舞字浅舞393番地	横手市平鹿地域局	合併前の平鹿町の区域
雄物川町今宿字鳴田1番地	横手市雄物川地域局	合併前の雄物川町の区域
大森町字大中島268番地	横手市大森地域局	合併前の大森町の区域
大雄村字三村東18番地	横手市大雄地域局	合併前の大雄村の区域
山内村土淵字二瀬8番地4	横手市山内地域局	合併前の山内村の区域
十文字町十文字新田字海道下7番地	横手市十文字地域局	合併前の十文字町の区域
増田町増田字土肥館173番地	横手市増田地域局	合併前の増田町の区域

(所掌事務)

第6条 地域自治区の手事務所が所掌する所管区域内の事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地域局の事務に関すること
- (2) 地域協議会の庶務及び運営に関すること

(地域自治区の区長)

第7条 法第5条の6の規定により地域自治区には、平成22年3月31日までの間、事務所長の長に代えて区長を置くこととし、当該任期を2年とする。ただし、再任を妨げない。

(地域協議会の組織)

第8条 自治法第202条の5に規定する地域協議会は、当該区域に住所を有する者で、

次の各号に掲げるものにつき、市長が住民の多様な意見が適切に反映されるように配慮して選任する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 地域及び公共的団体が推薦する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による者

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。

(地域協議会の会長及び副会長)

第9条 自治法第202条の6の規定により地域協議会に会長及び副会長各1名を置き、互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長、副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、地域協議会における出席委員の過半数の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき
- (2) 職務上の義務違反があったとき

(地域協議会の審議事項)

第10条 地域協議会は、自治法第202条の7第1項の規定により市長その他市の機関より諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他市の機関に意見を述べることができる。

2 自治法第202条の7第2項に規定する市の施策に関する重要事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 新市建設計画に関する事項
- (2) 新市基本構想に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 地域づくり予算の協議及び執行に関する事項

3 その他、地域住民の主体的なまちづくりを实践するために必要な事項を審議するものとする。

(地域協議会の会議)

第11条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から審議を求め事項を示して請求があったときは、会議を招集するものとする。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わることができない。
- 6 会議は、原則として公開とする。

(区域内組織との連携)

第12条 地域づくりの推進にあたっては、所管区域内の地区会議等との連携と協調を図り、地域自治の充実と新市の発展に寄与するものとする。

(補則)

第13条 この協議で定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が地域協議会に諮り定めるものとする。

平成17年 月 日

横手市長 五十嵐 忠 悦

平鹿町長 柿 崎 幹 夫

雄物川町長 佐々木 孝 志

大森町長 備 前 雄 一

大雄村長 佐々木 義 広

山内村長 藤 原 清

十文字町長 小 川 健 吉

増田町長 石 山 米 男

23 一部事務組合等の取扱い

- (1) 8市町村が加入している秋田県市町村会館管理組合及び秋田県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。
- (2) 雄物川町ほか二カ町村火葬場経営組合については、合併の日の前日をもって解散し、財産等については、合併の日に新市に引き継ぐものとする。
- (3) 大森町大雄村共有財産管理組合については、合併の日の前日をもって解散し、財産等については、合併の日に新市に引き継ぐものとする。
- (4) 雄物川町大雄村財産区組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に新市に引き継ぐものとする。
- (5) 雄物川町平鹿町財産区組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に当該組合の財産、事務等を新市に引き継ぐものとする。
なお、借入金については、当該組合の解散までに清算するものとする。
- (6) 横手平鹿広域市町村圏組合について
ア 横手市、平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村、十文字町、増田町は、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務事業、財産及び債務を新市に引き継ぐものとする。
イ 当該組合の一般職の職員については、新市の職員として身分を引き継ぐものとする。
- (7) 土地開発公社について
 - ①秋田県町村土地開発公社
ア 平鹿町、雄物川町、大雄村、山内村、十文字町、増田町は、合併の日の前日をもって秋田県町村土地開発公社の設立団体及び出資団体から脱退するものとし、大森町は、合併の日の前日をもって秋田県町村土地開発公社の出資団体から脱退するものとする。
イ 脱退に伴い返還される各町村の出資金は、返還時点では各町村が消滅していることから、新市への返還となる。
ウ 各町村の秋田県町村土地開発公社に対する債務は、合併の日をもって新市に引き継ぐものとし、新市において債務残に対する債務負担行為を新たに設定するものとする。
 - ②横手市土地開発公社
 - ③大森町土地開発公社
ア 大森町土地開発公社は、合併の日の前日をもって解散し、横手市土地開発公社は、定款変更により、合併の日をもって新市の土地開発公社として存続するものとする。
イ 横手市土地開発公社は、合併前に、大森町土地開発公社の有する金融機関対

する債務を、金融機関の同意を得て引き受け、その際に、大森町土地開発公社の有する金融機関への債務に対する大森町の債務保証を消滅させるとともに、横手市が、債務を引き受けた横手市土地開発公社に対して、その相当分につき新たに債務負担行為を定めだ上で債務保証する。

ウ 上記イと同時に、大森町土地開発公社は、同公社が有する財産、債務を横手市土地開発公社に譲渡する。

エ 大森町土地開発公社の残余財産（基本財産等）は、公社の解散とともに、出資団体である大森町に帰属することとなっているが、清算終了時には大森町は消滅しているため、大森町土地開発公社は、合併前に、定款変更し残余財産の帰属先を新市に変更する。

(8) 第三セクターについて

1) 財団法人

- ①財団法人横手市みどり公社
- ②財団法人大雄村堆肥供給公社
- ③財団法人大雄学校給食協会

2) 株式会社

- ①タウンリノベーションよこて株式会社
- ②株式会社横手産業支援センター
- ③株式会社大雄振興公社
- ④株式会社ウッディさんない
- ⑤株式会社山内村観光振興公社
- ⑥株式会社増田町物産流通センター
- ⑦株式会社増田町中山間地域振興公社

関係市町村の有する各第三セクターに対するすべての権利・義務は、新市に引き継ぎ、管理・運営は現行のとおりとする。また、整理・統合については、新市において検討するものとする

24 各種事務事業の取扱い

24-1 電算システム事業

新市の電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時に住民情報系システム及び内部情報系システムをそれぞれ統合し、合併市町村間を結ぶネットワークにより運用する。ただし、個別システムについては、合併時及び新市において調整する。

24-2 男女共同参画事業

新市において、男女共同参画計画を平成18年度までに策定し、男女共同参画社会の推進に努める。

24-3 交流事業

- (1) 友好都市等の提携及び交流事業については、合併時に新市に引き継ぐものとする。
- (2) 国際交流事業については、合併時に新市に引き継ぐものとする。

24-4 広報広聴関係事業

- (1) 新市において、広報紙を発行する。
- (2) 新市において、ホームページを開設する。
- (3) 新市において、広聴事業の充実を図る。

24-5 納税関係事業

- (1) 納期前納付報奨金については、現行のとおり実施しない。
- (2) 納税貯蓄組合に対する事務費補助金及び奨励的補助金については、平成20年度から統一する。
- (3) 申告相談の会場は合併前の各市町村に1箇所を設ける。
- (4) 口座振替については、各金融機関等と調整を行い合併時までに統一する。

24-6 消防防災関係事業

- (1) 地域防災計画及び水防計画は、平成18年度までに策定する。なお、両計画が策定されるまでの間は、現行計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (2) 防災施設と水防施設は、現行のとおり新市に引き継ぐとともに、新たに策定する防災計画及び水防計画に基づき、整備を促進する。
- (3) 横手平鹿広域市町村圏組合において共同処理している消防及び救急等については、新市に引き継ぎ、現行のサービス水準を維持するよう調整するものとする。

24-7 交通関係事業

- (1) 生活バス路線の維持及びコミュニティバスに関する事業は、現行のとおり存続し、合併後に検討するものとする。
- (2) 平成18年度までに交通安全計画を策定し、総合的な施策を審議する新たな組織を設置して、交通安全対策を推進するものとする。

24-8 窓口業務

- (1) 窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努める。
- (2) 夜間、土日、祝日における窓口業務は、現行のとおり実施できるよう調整に努める。
- (3) 証明書の交付方法は現行のとおりとし、各地域局ですべての市民を対象とした証明書を発行できるよう調整に努める。

24-9 保健衛生事業

母子保健事業、老人保健等事業、予防接種事業については、住民の健康増進が図られるよう調整するものとする。

24-10 病院・診療所

- (1) 病院については、新市に引き継ぐものとし、名称を市立横手病院・市立大森病院とする。
- (2) 病院事業については、地方公営企業法の全部適用とし、事務の体制等については合併時まで調整する。
- (3) 診療に係る諸証明の手数料（主な文書料）については、合併時に統一する。
- (4) 診療所については、新市に引き継ぐものとし、体制や運用等については合併時まで調整する。

24-11 休日・夜間・救急診療

横手平鹿広域市町村圏組合が行っている病院群輪番制による救急体制と、休日・夜間における在宅当番医制については、新市において実施できるよう関係団体と合併時まで調整する。

24-12 障害者福祉事業

- (1) 国又は県等が定める福祉制度に関連する事業については、その要綱等に準拠しながら調整する。
- (2) 8市町村が独自に実施している福祉制度又は事業については、次の区分により調整する。
 - ア 合併時までに調整するもの
 - イ 新市において調整するもの

24-13 高齢者福祉事業

- (1) 国又は県等が定める福祉制度に関連する事業については、その要綱等に準拠しながら調整する。
- (2) 8市町村が独自に実施している福祉制度又は事業については、次の区分により調整する。
 - ア 合併時まで調整するもの
 - イ 新市において調整するもの

24-14 児童福祉事業

- (1) 国又は県等が定める福祉制度に関連する事業については、その要綱等に準拠しながら調整する。
- (2) 8市町村が独自に実施している福祉制度又は事業については、次の区分により調整する。
 - ア 合併時まで調整するもの
 - イ 新市において調整するもの

24-15 保育事業

- (1) 保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (2) 保育料については、8市町村の現行の保育料や保育内容及び少子化対策などを総合的に勘案し、徴収額の上限を5万円、年齢区分を3区分（3歳未満児、3歳児、4歳以上児）とし、階層は国の基準を基に10階層に区分して調整する。
- (3) 特別保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

24-16 生活保護事業

生活保護事業については、国又は県等が定める法令や要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。

24-17 その他の福祉事業

- (1) 国又は県等が定める福祉制度に関連する事業については、その要綱等に準拠しながら調整する。
- (2) 8市町村が独自に実施している福祉制度又は事業については、次の区分により調整する。
 - ア 合併時まで調整するもの
 - イ 新市において調整するもの

24-18 健康づくり事業

健康づくり事業については、住民の健康増進が図られるよう調整するものとする。

24-19 ごみ収集運搬業務事業

ごみ収集運搬業務事業については、住民サービスの低下を招かないよう事業の一元化に向け、次のように調整する。

- ア 廃棄物処理に関する基本計画は、合併後に策定する。
- イ ごみの分別、収集方法については、平成19年7月から統一して実施する。
- ウ 新たな指定ごみ袋の販売については、手数料を上乗せした価格とする。
- エ 一般廃棄物処理業の許可については、許可区域の調整を含めて、合併時まで検討する。
- オ ごみ処理施設等については、現行の施設を合併後においても利用するものとし、さらに、新市において、新たなごみ処理施設等の建設について検討する。

24-20 環境対策事業

- (1) 新市に環境保全審議会並びに廃棄物減量等推進審議会を設置する。
- (2) 新市において、新たな環境基本計画を策定する。
- (3) 環境美化事業については、地域の実情を踏まえ合併時に再編する。
- (4) 法令に基づく環境調査事業については、新市において現行のとおり実施する。
- (5) 環境保全に関する協定等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

24-21 農林水産関係事業

(1) 農業振興に関すること

- ア 水田農業構造改革対策については、現行の地域水田農業ビジョンを新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。
- イ 農業振興地域整備計画については、現行の農業振興地域整備計画を新市に引き継ぎ、合併後、ただちに農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に規定する基礎調査に着手し、整備計画を策定する。
- ウ 農業制度資金の利子補給については、合併時まで事務の統一を図る。ただし、合併前に決定を受けた利子補給については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- エ 認定農業者育成事業については、合併後、新市の認定基準を早急に作成する。認定農業者組織は、現市町村単位の組織の上に連合組織を結成する。
- オ 農業指導センター事業については、合併時に組織構成の再編を行い、事業を運営する。
- カ 農業公社運営事業については、横手市みどり公社、増田町中山間振興公社ともに、事業を継続する。

- キ 市町村民農園については、横手市、大森町、十文字町の各農園を存続する。
- ク 農業地域活性化イベントについては、各地域の農業まつりとして存続する。また、合併後は統合型イベントとしての検討を行う。
- ケ リンゴオーナー制度については、横手市の例により新市全域に拡大する。
- コ フロンティア農業育成事業については、合併時に統合し、農業後継者を育成する。
- サ 航空防除推進事業については、現行の推進計画を新市に引き継ぐものとし、新市において新たな計画を策定する。
- シ 農業機械化基金協会については、横手市の例により合併時に統合する。
- ス 育苗センター及び実験農場については、山内村葉たばこ育苗センター、山内村水稲育苗センター、大雄村実験農場を継続して運営する。
- セ 生産基盤整備（ほ場整備）については、現行の計画を新市に引き継ぐものとし、実施計画については、新市の建設計画の中で策定する。

(2) 林業振興に関すること

- ア 市町村森林整備計画については、合併後に新たな整備計画を策定する。
- イ 松くい虫防除事業については、実施計画区域の検討を行い、合併後に再編する。
- ウ 林道の維持管理については、合併時に統合し、新市が維持管理を行う。
- エ 造林事業（官行・県行・公社）については、現行の分取契約を新市に引き継ぐ。
- オ 鳥獣保護については、現行の狩猟制限区域を新市に引き継ぎ、合併時に統合する。
- カ 火入れ許可については、合併時に事務を統合し、許可対象期間、対象面積についても、横手市、平鹿町の例により統合する。

(3) 畜産振興に関すること

- ア 家畜防疫対策については、予防接種に対する農家助成額を合併時に統一する。
- イ 子牛導入貸付事業については、大森町の例により合併時に統合する。
- ウ 公営牧場の運営事業については、現行のとおり継続する。
- エ 堆肥供給事業については、現行の運営形態によって、各施設の事業を継続する。

(4) 農地等に関すること（農業委員会業務）

- ア 農地法（昭和27年法律第229号）の許可申請及び交付事務については、受付締切日を設定し、合併時に再編する。
- イ 標準小作料の改訂については、現行の標準小作料を新市に引き継ぎ、合併後、新市の農業委員会が改訂を行う。
- ウ 各種証明事務については、合併時に再編し、証明書は新市においても無料で交付する。

- エ 情報活動事業については、合併時に再編し、横手市の例により、新市の農業委員会だよりを発行する。

24-22 商工・観光関係事業

- (1) 商工会議所及び商工会助成については、商工業振興の観点から引き続き助成を行う。補助金については新市において統一的な基準を設けて調整する。
- (2) 商店街等活性化対策については、各市町村とも特色ある支援を行っていることから、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後は、各商店街の組合等と協議をしながら、補助金や支援内容について3年以内に再編する。
- (3) 中小企業振興については、中小企業融資制度の見直しを行い、合併時に再編する。
- (4) 企業立地促進については、誘致企業への優遇措置の見直しを行い、合併時に再編する。
- (5) 観光協会については、統合に向けた協議を行いながら、合併後2年以内に再編する。
- (6) 観光事業、イベント等については、各市町村のまつり、イベント等を現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 温泉施設については、合併時は現行のとおり運営し、合併後5年以内に再編する。

24-23 勤労者・消費者関連事業

- (1) 雇用促進対策については、関係機関との連携強化により、雇用に関する情報を収集し、就業の促進を図る。横手市が実施している新規雇用奨励金制度は、合併時に廃止する。
- (2) 勤労者対策については、勤労者生活資金融資制度を新市全域に拡大し、充実を図る。就職祝い金の支給については、合併時に廃止する。
- (3) 消費者行政については、合併時に事務を統合する。消費生活相談員体制の整備、消費者モニター制度、消費者関連イベントについては、合併後に再編する。

24-24 建設関係事業

- (1) 現在の市町村道については、市道として新市に引き継ぎ、新市において市道の認定基準を統一する。
- (2) 道路維持管理については、住民要望に迅速に対応できる直営体制を存続する。
- (3) 道路除雪については、現在各市町村で実施している除雪業務形態を存続する。合併後は、除雪路線の相互調整等を図るため、新市全体の除雪基本計画を策定する。
- (4) 消融雪等に対する補助については、新市においても継続するものとし、補助対象

項目、補助率、限度額については、合併時に統一する。

- (5) 街路灯の新設等については、合併時に設置基準を設け、整備計画を策定しながら実施する。なお、設置済の街路灯で、所有権が市町村にあるものについては、新市に引き継ぎ、その保守管理は新市が行うものとする。
- (6) 都市計画については、現行の都市計画区域、用途地域、整備計画等を新市に引き継ぐ。
- (7) 市町村営住宅については、各市町村で管理している公営住宅を新市に引き継ぐ。使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後、新市全体の住宅利便性係数の見直しを行い、新たに使用料を決定する。
- (8) 公園については、各市町村で管理している公園を新市に引き継ぐ。合併後の維持管理は、都市公園、市立公園については新市が行い、農村公園については自治会等に委託するものとする。

24-25 上水道・下水道事業

(1) 上水道事業

- ア 水道事業及び簡易水道事業については、新市において事業計画を策定する。なお、計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- イ 水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後に、新市の水道事業計画に基づき、料金の統一を図る。
- ウ 簡易水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後に、新市の水道事業計画に基づき、料金の見直しを図る。
- エ 水道加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後に、新市の水道事業計画や財政状況を勘案し、速やかに見直しを図る。
- オ 水道関係手数料については、合併時に統一する。
- カ 成瀬ダム関連事業については、ダム建設事業費負担金を、合併後も新市において負担し、その他の事項については、新市の水道事業計画において調整を図る。

(2) 下水道事業

- ア 下水道等整備計画については、新市において計画を策定する。なお、計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- イ 下水道使用料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後に、新市の下水道等整備計画及び財政計画に基づき、料金の統一を図る。
- ウ 公共下水道事業、農業集落排水事業に係る受益者負担金、分担金については、合併後も現行のとおりとする。
- エ 特定地域生活排水事業の使用料及び受益者負担金については、合併時に統一する。
- オ 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併後も補助金制度を存続する。

24-26 市立学校の通学区域

市立学校の通学区域については、現行のとおりとし、児童・生徒数等の動向を踏まえ、必要に応じて新市において調整する。

24-27 学校教育事業

- (1) 奨学資金貸付事業については、合併時に再編する。ただし、合併以前に決定を受けたものの貸付及び償還については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (2) 学校給食の調理方式等については、現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する。また、給食費及び実施基準日数については合併後に統一し、給食費に係る前納報奨金は廃止する。
- (3) 公立学校の学期制については、合併時は三学期制、二学期制の両学期併存とするが、新市においてできるだけ早い時期に統一できるよう調整を図るものとする。
- (4) 遠距離通学費補助については、合併時、新市全域において実施する。
- (5) スクールバス運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (6) 児童生徒の就学援助については、合併時、統一した認定基準、方法を定め、国の制度に基づき、新市全域において実施する。なお、合併以前に認定を受けた者は、新市において認定された者と同等に取り扱うものとする。
- (7) 私立幼稚園就園奨励費補助については、合併時、統一した認定基準、方法を定め、国の制度に基づき、新市全域において実施する。なお、合併以前に認定を受けた者は、新市において認定された者と同等に取り扱うものとする。

24-28 文化振興事業

- (1) 芸術文化協会については、それぞれの実情を尊重しながら統合できるよう調整に努める。
- (2) 芸術文化振興事業については、合併後に再編する。
- (3) 文化財保護審議会については、合併時に再編する。
- (4) 指定文化財については、新市に引き継ぐものとする。ただし、合併前に指定を解除すべき物件が生じた場合は、合併時まで、それぞれの市町村において調整を図るものとする。
- (5) 博物館類似施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、杉沢民俗資料館については、合併時に廃止する。

24-29 コミュニティ施策

(1) 自治会支援に関すること

- ア 集落集会施設等建設費の補助については、合併時までに補助基準等を統一し実

施する。

イ 集落集会施設等運営費の補助については、合併時に廃止する。

(2) 地域活動支援に関すること

ア まちづくり活動等の補助については、合併時までには補助基準等を統一し実施する。

24-30 社会教育事業

(1) 社会教育関係の各種委員について

社会教育委員、社会教育指導員、生涯学習奨励員及び図書館協議会委員については、合併時に再編する。公民館運営審議会については、合併時に廃止し、社会教育委員の会がその職務を引き継ぐものとする。

(2) 社会教育中期計画については、新市において策定する。

(3) 図書館の管理運営については、合併時に再編する。

(4) 成人式については、新市において統一して実施するものとする。

(5) 各種講座・教室、公民館主催事業については、新市において必要な調整を図る。

24-31 社会スポーツ事業

(1) スポーツ関係団体については、それぞれの実情を尊重しながら統合できるよう調整に努める。

ア スポーツ少年団については、現行のまま新市に引き継ぎ、本部組織等については、新市において調整を図る。

イ 体育協会については、合併時に統合できるよう調整に努める。

(2) 社会体育関係の各種委員については、合併時に再編する。

(3) 各種スポーツ大会・行事及びスポーツ教室・講習会等については、新市において調整を図る。

(4) 秋田国体準備委員会については、合併後に再編する。

24-32 その他の事業

(1) 指定金融機関は、合併時までには選定できるよう調整を図る。収納代理金融機関は、8市町村で指定しているすべての金融機関等を指定する。

(2) 選挙における投票区、期日前投票所は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。投票時間は、地域の実情等を踏まえ合併時に調整を図る。

(3) 情報公開制度は、横手市の例により合併時までには統一する。

(4) 議会の定例会の回数、委員会及び議会だよりの発行等は、新市の議会において調整する。

24-33 社会福祉協議会

社会福祉協議会に係る事業委託、事業補助については、社会福祉協議会の事情を考慮しながら調整するものとする。

25 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

調 印 書


特 別 立 会 人

横手市、平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村、十文字町、増田町は、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合
併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく
横手平鹿8市町村合併協議会において、合併に関する協議が整ったので、ここ
に調印する。

秋 田 県 知 事 寺 田 典 城


平成17年3月14日


横手市長 五+嵐忠悦 


平鹿町長 柿崎幹夫 

雄物川町長 佐々木孝志 

大森町長 蒲前雄一 

大雄村長 佐々木義友 

山内村長 藤原清 

十文字町長 小川健吉 

増田町長 石山米男 